

昭和三十五年法律第百五号

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 歩行者等の通行方法（第十条—第十五条）

第三章 車両及び路面電車の交通方法（第十五条の三—第十五条の六）

第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務（第十五条の三—第十五条の六）

第一節 通則（第十六条—第二十一条）

第二節 速度（第二十二条—第二十四条）

第三節 横断等（第二十五条・第二十五条の二）

第四節 追越し等（第二十六条—第三十一条）

第五節 踏切の通過（第三十三条）

第六節 交差点における通行方法等（第三十一条—第三十七条の二）

第六節の二 横断歩行者等の保護のための通行方法（第三十八条・第三十九条）

第七節 緊急自動車等（第三十九条—第四十一条）

第八節 徐行及び一時停止（第四十二条・第四十三条）

第九節 停車及び駐車（第四十四条—第五十条）

第九節の二違法停車及び違法駐車に対する措置（第五十条の二—第五十一条）

第十節 灯火及び合図（第五十二条—第五十五条）

第十一節 乗車、積載及び牽引（第五十五条—第六十一条）

第十二節 整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条—第六十三条の二の二）

第十三節 自転車の交通方法の特例（第六十三条の三—第六十三条の十一）

第四章 車両等の運転者及び使用者の義務

第一節 運転者の義務（第六十四条—第七十一条）

第二節 交通事故の場合の措置等（第七十二条—第七十三条）

第三節 使用者の義務（第七十四条—第七十五条）

第四章の一 高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例

第一節 通則（第七十五条の二の三・第七十七条の三）

第二節 自動車の交通方法（第七十五条の四一第七十五条の九）

第三節 運転者の義務（第七十五条の十・第七十五条の十一）

第四章の三 特定自動運行の許可等（第七十五条の十二一第七十五条の二十九）

第五章 道路の使用等

第一節 道路における禁止行為等（第七十六条一第八十条）

第二節 危険防止等の措置（第八十一条一第八十三条）

第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許（第八十四条一第八十七条）

第一節 通則（第八十八条一第九十一条）

第二節 免許の申請等（第八十九条一第九十条）

第三節 免許証等（第九十二条一第九十五条）

第四節 運転免許試験（第九十六条一第九十九条の三）

第五節 免許証の更新等（第一百一条一第一百二条の三）

第四節の二 自動車教習所（第九十八条一第一百条）

第六節 免許の取消し、停止等（第一百三条一第一百七条）

第七節 國際運転免許証及び外国運転免許証並びに国外運転免許証（第一百七条の二一第一百七条の十）

第八節 免許関係事務の委託（第一百八条）

第六章の二 講習（第一百八条の二一第一百八条の十二）

第六章の三 交通事故調査分析センター（第一百八条の十三一第一百八条の二十五）

第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（第一百八条の二十六一第一百八条の三十二）

第七章 雜則（第一百八条の三十三一第一百十四条の七）

第九章 第三節 第四節 第五節 第六節	罰則 （第一百五十五条—第一百二十四条） 反則金の納付及び仮納付 （第一百二十一 八条—第一百二十九条の二） 反則者に係る刑事事件等 （第一百三十三 条・第一百三十条の二） 雜則 （第一百三十二条・第一百三十二 条）	第二節 第一節 附則	告知及び通告 （第一百二十六条・第一百 二十七条）	（目的） 第一条 第二条 第三条 第四条 第五条 第六条
第一章 総則				

四 横断歩道 道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。

四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。

五 交差点 十字路 丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路（歩道と車道のある道路においては、車道）の交わる部分をいう。

六 安全地帯 路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るために道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分をいう。

七 車両通行帯 車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分をいう。

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行いう車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十 原動機付自転車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて次に掲げるもののうち、軽車両、移動小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用いる車（口に該当するものを除く。）

ロ 車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するものである。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、移動用小型車、身体障害者用の車及び歩行補助車

等以外のもの（遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）により通行させることができるもの）を除く。）をいう。

イ　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含み、小児用の車（小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものをいう。次号及び第三項第一号において同じ。）を除く。）

ロ　原動機を用いなかつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

十一の二　自転車　ペダル又はハンド・クラシクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの（原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の三　移動用小型車　人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く。）であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のものをいう。

十一の四　身体障害者用の車　身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させができるものを除く。）をいう。

十一の五　遠隔操作型小型車　人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるもの（車のうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして

内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。

十二 トロリーバス架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。

十三 路面電車 レールにより運転する車をいう。

十四 信号機 電気により操作され、かつ、道路の交通に關し、灯火により交通整理等のための信号を表示する装置をいう。

十五 道路標識 道路の交通に關し、規制又は指示を表示する標示板をいう。

十六 道路標示 道路の交通に關し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路錨、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。

十七の二 特定自動運行 道路において、自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなつたとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなつたとき、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）をいう。

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）又は車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く。）をし、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」と

いう。)がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九 停車 車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

二十 � 徐行 車両等が直ちに停止することがでできるような速度で進行することをいう。

二十一 追越し 車両が他の車両等に追い付いた場合において、その進路を変えてその追い付いた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。

二十二 進行妨害 車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。

二十三 交通公害 道路の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動のうち内閣府令・環境省令で定めるものによつて、人の健 康又は生活環境に係る被害が生ずることをい う。

二十四 この法律の規定の適用については、次に掲げ る者は、歩行者とする。

一 移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操 作型小型車、児童用の車又は歩行補助車等を 通行させている者(遠隔操作型小型車につ ては、遠隔操作により通行させている者を除 く。)

二 次条の大 型自動二輪車又は普通自動二輪 車、二輪の原動機付自転車、二輪又は三輪の 自転車その他車体の大きさ及び構造が他の歩 行者の通行を妨げるおそれのないものとして 内閣府令で定める基準に該当する車両(これら の車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引 しているものを除く。)を押して歩いてい る者

(自動車の種類)

第三条 自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準とし て、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車(側車付きのものを含む。以下同じ。)、普通自 动二輪車(側車付きのものを含む。以下同じ。)及び小型特殊自動車に区分する。

(公安部員会の交通規則)

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安部員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安部員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

公安部員会は、環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。以下同様。）以外の交通の頻繁な交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するよう努めなければならない。

信号機の表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。

道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者等又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることがで

2 公安委員会は、信号機の設置又は管理に係る

事務を政令で定める者に委任することができ
る。

第六条 警察官等の交通規制（警察官又は第百四十四条の四第一項に規定）

する交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、手信号その他の信号（以下「手信号等」と

いう。」により交通整理を行なうことができる。この場合において、警察官等は、道路における危険を防ぐべく、その他の交通安全に円滑を図る

危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかるわらず、これと異なる意味

2 を表示する手信号等をすることができる。 警察官は、車両等の通行が著しく停滞したこ

とにより道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第四項において同じ。）における

交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためや心を得ないと認めるときは、その現場における

むる行かいと読みなまじき。その現場に押しかけ、混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若

しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じ、

又は第八条第一項、第三章第一節、第三節若しくは第六節に規定する通行方法と異なる通行方

3 法によるべきことを命ずることができる。
警察官は、前項の規定による措置のみによつては、その現場における昆蟲を爰知することが

できないと認めるときは、その混雑を緩和するため必要な限度において、その現場にある関係

4 者に対し必要な指示をすることができる。
警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の

事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を行三の二つ目(まつめいふ)の二

陥を防止するため緊急の必要があると認めると
きは、必要な限度において、当該道路につき、
一時、歩行者等又は車両等の通行を禁止し、又

5 第一項の手信号等の意味は、政令で定める。は制限することができる。

(罰則) 第一項については第一百二十九条第一項第一号、第四項については第一百十九条第一項第一号、

第一百二十二条第一項第一号及び第二号
(信号機の信号等に従う義務)

第七条 道路を通行する歩行者等又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならぬ。

(罰則 第百一十二条第一項第一号及び第二号)

第八条 歩行者等又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

2 車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。

3 警察署長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を携帯していなければならぬ。

5 第二項の許可を与える場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に条件を付することができる。

6 第三項の許可証の様式その他第二項の許可について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 第一項については第一百十九条第一項第二号、同条第三項、第二号、第五項については第二号 第五項については第一百二十一条第一項第三号)

(歩行者用道路を通行する車両の義務)

第九条 車両は、歩行者の通行の安全と円滑を図るために車両の通行が禁止されていることが道路標識等により表示されている道路（第十三条の二において「歩行者用道路」という。）を、前条第二項の許可を受け、又はその禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第三項)

(通行区分)

第十条 歩行者等は、歩道又は歩行者等の通行に十分な幅員を有する路側帯（次項及び次条において「歩道等」という。）と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄つて通行しなければならない。ただし、道路の右側端を行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄つて通行することができる。

2 歩行者等は、歩道等と車道のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

二 道路工事等のため歩道等を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。
3 前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、普通自転車通行指定部分（第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分をいう。第十七条の二第二項において同じ。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

（行列等の通行）

第十一條 学生生徒の隊列、葬列その他の行列（以下「行列」という。）及び歩行者の通行を妨げるおそれのある者で、政令で定めるものは、前条第二項の規定にかかるわらず、歩道等と車道との区別のある道路においては、車道をその右側端（自転車道が設けられている車道にあつては、自転車道以外の部分の右側端。次項において同じ。）に寄つて通行しなければならない。

2 前項の政令で定める行列以外の行列は、前条第二項の規定にかかるわらず、歩道等と車道の区別のある道路において、車道を通行することができる。この場合においては、車道の右側端に寄つて通行しなければならない。

3 警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、第一項の行列の指揮者に対し、区间を定めて当該行列が道路又は車道の左側端（自転車道が設けられている車道にあつては、自転車道以外の部分の左側端）に寄つて通行すべきことを命ずることができる。

（罰則） 第一項について 第百二十二条第一項第四号 第二項及び第三項について 第百二十二条第一項第五号

（横断の方法）

第十二条 歩行者等は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならない。

2 歩行者等は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができるところをさしている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

（横断の禁止の場所）

第十三条 歩行者等は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表

示する信号若しくは警察官等の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。
2 歩行者等は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

(歩行者用道路等の特例)

第十三条の二 歩行者用道路又はその構造上車両等が入ることができないこととなつてゐる道路を通行する歩行者等については、第十条から前条までの規定は、適用しない。
(目が見えない者、児童、高齢者等の保護)

第十四条 目が見えない者(目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ。)は、道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならぬ。
1 目が見えない者以外の者(耳が聞こえない者及び政令で定める程度の身体の障害のある者を除く。)は、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める用具を付けた犬を連れて道路を通行してはならない。

2 児童(六歳以上十三歳未満の者をいう。以下同じ。)若しくは幼児(六歳未満の者をいう。以下同じ。)を保護する責任のある者は、交通のひんぱんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯させ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないので幼児を歩行させてはならない。
3 児童又は幼児が小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園その他の教育又は保育のための施設に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他の適当な措置をとること等が必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるよう努めなければならない。

4 高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが道路を横断し、又は横断しようとしている場合において、当該歩行者から申出があつたときその他必要があると認められたときは、警察官等その他その場所に居合わせた者は、誘導、合図その他適當な措置をとることにより、当該歩行者が安全に道路を横断することができるよう努めなければならない。

5 (歩行者と遠隔操作型小型車との関係)

第十四条の二 遠隔操作型小型車は、遠隔操作により道路を通行する場合において、歩行者の通

行を妨げることとなるときは、当該歩行者に進行路を譲らなければならない。

(遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者の義務)

第十四条の三 遠隔操作型小型車（道路を通行しているものに限る。）の遠隔操作を行う者は、当該遠隔操作型小型車について遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行せなければならぬ。

(移動用小型車等を通行させる者の義務)

第十四条の四 移動用小型車又は遠隔操作型小型車を道路において通行させる者は、当該移動用小型車又は遠隔操作型小型車の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標識を付けなければならぬ。

(罰則) 第百二十一條第一項第六号
(通行方法の指示)

第十五条 警察官等は、第十条第一項若しくは第二項、第十二条若しくは第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者又はこれらの規定若しくは第十四条の二若しくは第十四条の三の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

(罰則) 第百二十一條第一項第七号

(遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置)

第十五条の二 警察官等は、遠隔操作により道路を行っている遠隔操作型小型車が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがある、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該遠隔操作型小型車を停止させ、又は移動させることができる。

(遠隔操作による通行の届出)
第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務
第十五条の三 遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の使用者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所

三 遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制

四 運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法

五 非常停止装置の位置及び形状

六 遠隔操作型小型車の仕様に関する事項として内閣府令で定める事項

七 内閣府令で定める事項

八 その他他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(罰則) 第一百十九条の二の二第二号、第一百二十三条第一項、第二項(第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号(次条において「届出番号等」という。)をその者に通知しなければならない。

(罰則) 第一百二十三条第一項に付する書類を添付しなければならない。

(罰則) 第一百十九条の二の二第二号、第一百二十三条第一項(第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号(次条において「届出番号等」という。)をその者に通知しなければならない。

3 特定小型原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二条第一項第十号ロに該当するもの）
(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)

車両の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、自動車道を横断することができる。

4 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中央とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。

5 車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、道路の中央から右の部分（以下「右側部分」という。）にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。この場合において、車両は、第一号に掲げる場合を除き、そのはみ出し方ができるだけ少なくなるようしなければならない。

6 当該道路が一方通行（道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止されていることをいう。以下同じ。）となつているときは、当該道路の左側部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。

7 当該車両が道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないとき。

8 当該道路の左側部分の幅員が六メートルに満たない道路において、他の車両を追い越すうとするとき（当該道路の右側部分を見とおなじくして通行することができるとき）。

9 当該道路の左側部分の幅員が六メートルに満たない道路において、他の車両を追い越すことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。）。

10 勾配の急な道路のまがりなど附近について歩道等を通行するときは、この限りでない。

11 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

12 勾配の急な道路のまがりなど附近について道路標識等により通行の方法が指定され

13 第二章の二 第一節 通則

14 第二章の二 第二節 通行区分

15 第二章の二 第三節 車両及び路面電車の交通方法

16 第二章の二 第四節 自動車の通行

17 第二章の二 第五節 自動車の通行

18 第二章の二 第六節 自動車の通行

19 第二章の二 第七節 自動車の通行

20 第二章の二 第八節 自動車の通行

21 第二章の二 第九節 自動車の通行

22 第二章の二 第十節 自動車の通行

23 第二章の二 第十一節 自動車の通行

24 第二章の二 第十二節 自動車の通行

25 第二章の二 第十三節 自動車の通行

26 第二章の二 第十四節 自動車の通行

27 第二章の二 第十五節 自動車の通行

28 第二章の二 第十六節 自動車の通行

29 第二章の二 第十七節 自動車の通行

30 第二章の二 第十八節 自動車の通行

31 第二章の二 第十九節 自動車の通行

32 第二章の二 第二十節 自動車の通行

33 第二章の二 第二十一節 自動車の通行

34 第二章の二 第二十二節 自動車の通行

35 第二章の二 第二十三節 自動車の通行

36 第二章の二 第二十四節 自動車の通行

37 第二章の二 第二十五節 自動車の通行

38 第二章の二 第二十六節 自動車の通行

39 第二章の二 第二十七節 自動車の通行

40 第二章の二 第二十八節 自動車の通行

41 第二章の二 第二十九節 自動車の通行

42 第二章の二 第三十節 自動車の通行

43 第二章の二 第三十一節 自動車の通行

44 第二章の二 第三十二節 自動車の通行

45 第二章の二 第三十三節 自動車の通行

二 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、
軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又は
トンネル

三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端か
らそれぞれ前後に五メートル以内の部分

四 安全地帯が設けられている道路の当該安全
地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端
からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若し
くは路面電車の停留場を表示する標示柱又は
標示板が設けられている位置から十メートル
以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運
行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又
は路面電車の運行時間中に限る。）

六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メー
トル以内の部分

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用し
ない。

一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属す
る運行系統に係る停留所又は停留場におい
て、乗客の乗降のため停車するとき、又は運
行時間を調整するため駐車するとき。

二 旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動
車を除く。第四十九条の三第一項において同
じ。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバ
ス若しくは路面電車の停留場において、乘
客の乗降のため停車するとき、又は運行時間
を調整するため駐車するとき（当該停留所又
は停留場における停車又は駐車であつて、地
域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するた
めに有用であり、かつ、道路又は交通の状況
により支障がないことについて、内閣府令で
定めるところにより、道路運送法第九条第一
項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業
者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に
關係のある者として内閣府令で定める者が合
意し、その旨を公安委員会が公示したものと
する場合に限る。）

罰則 第一項については第百十九条の二の四第
一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項
第一号、同条第三項

（駐車を禁止する場所）

い。ただし、公安委員会の定めるところによりその限りでない。

一 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車用の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から三メートル以内の部分

二 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分

三 消防用機械器具の置場若しくは消防用水槽の側端又はこれらの道路に接する出入り口から五メートル以内の部分

四 消火栓、指定消防防水水槽の吸水口若しくは吸水管投入孔から五メートル以内の部分

五 火災報知機から一メートル以内の部分

2 車両は、第四十七条第二項又は第三項の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に三・五メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合に運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

3 公安委員会が交通がひんぱんでないと認めて指定した区域においては、前項本文の規定は、適用しない。

(罰則) 第一項及び第二項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者(以下この項及び次項において「高齢運転者等」という。)が運転する普通自動車(当該高齢運転者等が内閣府令で定めるところによりその者の住所地を管轄する公安委員会に届出をしたものに限る。)であつて、当該高齢運転者等が同項の規定により交付を受けた高齢運転者等の標章をその停車又は駐車をしている間前面の目の者の住所地を管轄する公安委員会に届出をしたものに限る。)である、当該高齢運転者等の標章を自動車(以下「高齢運転者等の標章自動車」という。)は、第百四十四条第一項の規定による事実と第百四十四条第一項の規定による事実と

る道路の部分の全部又は一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にからわらず、停車し、又は駐車することができる。

一 第七十二条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この条において単に「普通自動車対応免許」という。）を受けた者で七十歳以上のもの

二 第七十二条の六第二項又は第三項に規定する者

三 前二号に掲げるもののほか、普通自動車対応免許を受けた者で、妊娠その他の事由により身体の機能に制限があることからその者を運転する普通自動車が停車又は駐車をすることができる場所について特に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの

2 公安委員会は、高齢運転者等に対し、その申請により、その者が前項の届出に係る普通自動車の運転をする高齢運転者等であることを示す高齢運転者等標章を交付するものとする。

3 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に高齢運転者等標章の再交付を申請することができる。

4 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき、第一項第三号に規定する事由がなくなったときその他の内閣府令で定める事由が生じたときは、速やかに、当該高齢運転者等標章をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

5 前三项に定めるもののほか、高齢運転者等標章について必要な事項は、内閣府令で定める（罰則 第四十六条 第四項については第一百二十二条第一項第十号）

（停車又は駐車を禁止する場所の特例）

端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようしなければならない。

車両は、駐車するときは、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようしなければならない。

車両は、車道の左側端に接して路側帯（当該路側帯における停車及び駐車を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたもの及び政令で定めるものを除く。）が設けられている場所において、停車し、又は駐車するときは、前二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようしなければならない。

（罰則） 第一項については第百十九条の三第一項（罰則） 第二項及び第三項については第百十九条の二の四第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号）

（停車又は駐車の方法の特例）

第四十八条 車両は、道路標識等により停車又は駐車の方法が指定されているときは、前条の規定にかかわらず、当該方法によつて停車し、又は駐車しなければならない。

（罰則） 第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（時間制限駐車区間）

第四十九条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定される道路の区間（以下「時間制限駐車区間」といいう。）について、当該時間制限駐車区間ににおける駐車の適正を確保するため、パークリング・メーター（内閣府令で定める機能を有するものに不限る。以下同じ。）又はパークリング・チケット（内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。）を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの（以下「パークリング・チケット発給設備」という。）を設置し、及び管理するものとする。

前項に定めるもののほか、公安委員会は、時間制限駐車区間に於ける駐車の適正を確保するため必要な措置を講じなければならない。

い。この場合において、警察署長は、車両の保管の場所の形状、管理の様態等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、警察署長が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他必要な措置を講じなければならない。

7 警察署長は、前項の規定により運転者等又は警察署長は、前項の規定により運転者等又は警察署長が当該車両を保管したときは、当該車両の使用者に対し、保管を始めた日時及び保管の場所並びに当該車両を速やかに引き取るべき旨を告知しなければならない。

8 警察署長は、前項の場合において、当該車両の使用者の氏名及び住所を知ることができないとき、その他当該使用者に当該車両を返還することが困難であると認められるときは、当該車両の所有者に対し、同項に規定する旨を告知しなければならない。

9 警察署長は、前項の場合において、当該車両の所有者の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、当該車両の保管の場所その他の政令で定める事項を公示しなければならない。

10 警察署長は、前項の規定による公示をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他方法により公表するものとする。

11 第七項から前項までに定めるもののほか、第六項の規定により保管した車両の返還に関し必要な事項は、政令で定める。

12 警察署長は、第六項の規定により保管した車両につき、第八項の規定による告知の日又は第九項の規定による公示の日から起算して一月を経過してもなお当該車両を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該車両の価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、政令で定めるところにより、当該車両を売却し、その売却した代金を保管することができる。

13 警察署長は、前項の規定による車両の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する代金額が著しく低いときは、当該車両を廃棄することができる。

14 第十二項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

15 第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者

等又は使用者若しくは所有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）の負担とする。

16 警察署長は、前項の規定により運転者等又は使用者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額、納付の期限及び場所を定め、これらの使用者に対し、文書でその納付を命じなければならぬ。この場合において、納付すべき金額は、同項に規定する費用につき実費を勘案して都道府県規則でその額を定めたときは、その定めた額とする。

17 警察署長は、前項の規定により納付を命ぜられた者が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、警察署長は、負担金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。

18 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに負担金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条において「負担金等」という。）を納付しないときは、警察署長は、地方税の滞納処分の例により、負担金等を徴収することができる。この場合における負担金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

19 納付され、又は徴収された負担金等は、当該警察署の属する都道府県の収入とする。

20 第八項の規定による告知の日又は第九項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお第六項の規定により保管した車両（第十二項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該車両の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

21 警察署長は、第十二項の規定による車両（道路運送車両法による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。）の売却、第十三項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第五百条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に嘱託しなければならない。

22 第六項、第七項及び第九項から第二十項までの規定は、第六項の規定により保管した車両に

積載物があつた場合における当該積載物について準用する。この場合において、第七項中「使用者」とあるのは「所有者」占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）と、第九項中「前項」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、返還することが困難であると認められる」と、第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第二十一項において読み替えて準用する第七項及び前項」と、第十二項中「第八項の規定による告知の日又は腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数料」と、第十五項中「第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動」とあるのは「第二十二項において準用する第六項、第七項又は第九項から第十一項までの規定による」と、「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。

23 第二項の四（罰則） 第二項については第一百七十九条の四第一項第一号（放置違反金）

第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為（違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為をいう。第四項及び第十六項において同じ。）をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがあれる旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

2 何人も、前項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならない。ただし、当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがあれる旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

3 警察署長は、第一項の規定により車両に標章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができる。ただし、第一項の

場合を含む。）の規定による車両（積載物を含む。以下この項において同じ。）の移動及び保管に係る事務（当該車両の移動、返還、売却及び廃棄の決定、同条第十六項の規定による命令、滞納処分その他の政令で定めるものを除く。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により警察署長から事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職員に附帯した者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

規定により当該車両に標章が取り付けられた日の翌日から起算して三十日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第百二十八条第一項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りでない。

前項本文の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した文書により行うものとする。

6 公安委員会は、納付命令をしようとするときは、当該車両の使用者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を書面で通知し、相当の期間を指定して、当該事案について弁明を記載した書面（以下この項及び第九項において「弁明書」という。）及び有利な証拠を提出する機会を与えるべきである。

7 一 当該納付命令の原因となる事実

二 弁明書の提出先及び提出期限

8 公安委員会は、納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

9 第六項の規定による通知を受けた者は、弁明書の提出期限までに、政令で定めるところにより、放置違反金の額は別表第一に定める金額の範囲内において、政令で定める。

10 置違反金の額は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができる。

11 第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令があつたときは、当該放置違反金に相当する金額の仮納付は、当該納付命令による放置違反金の納付とみなす。

12 公安委員会は、第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令をしないたとしたときは、速やかに、その者に対し、理由を明示してその旨を書面で通知し、当

13 該仮納付に係る金額を返還しなければならない。

14 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条及び第五十一条の七において「放置違反金等」という。）を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金等を徴収することができる。この場合における放置違反金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

15 納付され、又は徴収された放置違反金等は、当該公安委員会が置かれている都道府県の收入とする。

16 公安委員会は、納付命令をした場合において、当該納付命令の原因となつた車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第百二十八条第一項の規定による反則金の納付をしたとき、又は当該違法駐車行為に係る事案について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付されたときは、当該納付命令を取り消したときその他の当該納付命令の原因となつた車両の使用者について内閣府令で定める事由が生じたときは、その旨、当該使用者の氏名及び住所、当該車両の番号を他の内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、放置車両に関する措置の適正を図るために、当該報告に係る事項を各公安部委員会に通報するものとする。

17 国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限る。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）をいう。次条及び第七十五条の十三第三項第一号において同じ。）に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

18 放置違反金等に相当する金額を還付しなければならない。この場合において、既に当該納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、公安委員会は、当該放置違反金等に相当する金額を還付しなければならない。

（放置違反金等の納付等を証する書面の提示）

第五十一条の七 自動車検査証の返付（道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）又は総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第三項の規定による自動車検査証の返付）

（返付を受ける者）

歩行者の安全を確保するため必要があると認め
て当該歩道を通行してはならない旨を指示した
ときは、この限りでない。

一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を
通行することができるることとされていると
き。

二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児そ
の他の普通自転車により車道を通行すること
が危険であると認められるものとして政令で
定める者であるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通
の状況に照らして当該普通自転車の通行の安
全を確保するため当該普通自転車が歩道を通
行することがやむを得ないと認められるとき。

前項の場合において、普通自転車は、当該歩
道の中央から車道寄りの部分（道路標識等によ
り普通自転車が通行すべき部分として指定され
た部分（以下この項において「普通自転車通行
指定部分」という。）があるときは、当該普通
自転車通行指定部分）を徐行しなければなら
ず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を
妨げることとなるときは、一時停止しなければ
ならない。ただし、普通自転車通行指定部分に
ついては、当該普通自転車通行指定部分を通行
し、又は通行しようとする歩行者ががないとき
は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進
行することができる。

（罰則） 第二項については第百二十二条第一項第八号

（普通自転車の並進）

第六十三条の五 普通自転車は、道路標識等によ
り並進することができることとされている道路
においては、第十九条の規定にかかわらず、他
の普通自転車と並進することができる。ただ
し、普通自転車が三台以上並進することとなる
場合においては、この限りでない。

（自転車の横断の方法）

第六十三条の六 自転車は、道路を横断しようと
するときは、自転車横断帯がある場所の付近に
おいては、その自転車横断帯によつて道路を横
断しなければならない。

（交差点における自転車の通行方法）

第六十三条の七 自転車は、前条に規定するもの
のほか、交差点を通行しようとする場合におい
て、当該交差点又はその付近に自転車横断帯が

あるときは、第十七条第四項、第三十四条第一
項及び第三項並びに第三十五条の二の規定にか
わらず、当該自転車横断帯を行ななければなら
ない。

普通自転車は、交差点又はその手前の直近に
おいて、当該交差点への進入の禁止を表示する
道路標示があるときは、当該道路標示を越えて
当該交差点に入つてはならない。

第六十三条の八 警察官等は、第六十三条の六若
しくは前条第一項の規定に違反して通行してい
る自転車の運転者に対し、これらの規定に定め
る通行方法により当該自転車を通行させ、又は
同条第二項の規定に違反して通行している普通
自転車の運転者に対し、当該普通自転車を歩道
により通行させるべきことを指示することがで
き。

（罰則） 第百二十二条第一項第七号

（自転車の制動装置等）

第六十三条の九 自転車の運転者は、内閣府令で
定める基準に適合する制動装置を備えていない
車を運転してはならない。

（罰則） 第百二十二条第一項第七号

（自転車の検査等）

第六十三条の十 警察官は、前条第一項の内閣府
令で定める基準に適合する制動装置を備えてい
ないため交通の危険を生じさせるおそれがある
自転車と認められる自転車が運転されていると
きは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車
の制動装置について検査をすることができる。

**（前項の場合において、警察官は、当該自転車
の運転者に対し、道路における危険を防止し、
その他交通の安全を図るために必要な応急の措置
をとることを命じ、また、応急の措置によつて
は必要な整備をすることができないと認められ
る自転車については、当該自転車の運転を繼續
してはならない旨を命ぜることができる。**

（罰則） 第二項については第百二十二条第一項第九号

（自転車の運転者等の遵守事項）

第六十三条の十一 自転車の運転者は、乗用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

第六十四条の二 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児に乗車用ヘルメットをさせるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをさせるべきは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第四章 車両等の運転者及び使用者の義務

第一節 運転者の義務

（無免許運転等の禁止）

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定に
よる公安委員会の運転免許を受けないで（第九
十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、
第百十三条の二第一項、第百四条の二の三第一項
若しくは第三項又は同条第五項において準用す
る第百十三条第四項の規定により運転免許の効力
が停止されている場合を含む。）、自動車又は一
般原動機付自転車を運転してはならない。

（罰則） 第一百一十八条第一項第二号

（酒気帯び運転等の禁止）

第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転
してはならない。

（罰則） 第一百一十八条第一項第二号

（自転車の運転者等の遵守事項）

第六十三条の十二 車両の運転者は、乗用ヘルメットをかぶらなければならない。

第六十四条の三 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

（罰則） 第一百一十八条第一項第二号

（自動車の運転者等の遵守事項）

第六十五条 何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車の運送事業の用に供する自動車で当該業務に從事するものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百一十七条の二の二第一項第六号及び第百一十七条の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

（罰則） 第一百一十八条第一項第二号

（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）

第六十四条の四 十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

第六十五条の二 何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならない。

第六十六条 何人も、前条第一項に規定する場合
のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由
により、正常な運転ができないおそれがある状
態で車両等を運転してはならない。

（過労運転等の禁止）

第六十六条の二 車両の運転者が前条の規定に違
反して過労により正常な運転ができないおそれ

せ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

3 前条第三項から第十一項までの規定は、前二項の規定による命令について準用する。

(罰則) 第一項及び第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条第三項については第二百二十二条第一項第十号)

(報告又は資料の提出)

第七十五条の二の二 公安委員会は、安全運転管理者が選任されている自動車の使用の本拠について、自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全管理その他自動車の安全な運転に必要な業務の推進を図るために必要があると認めるとときは、当該安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は当該安全運転管理者に対して、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、速度、駐車若しくは積載又は運転者的心身の状態に関する自動車の適正な使用の推進を図るために必要があると認めるとときは、自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第四章の二 高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例

第一節 通則

(通則)

第七十五条の二の三 高速自動車国道及び自動車専用道路における自動車の交通方法等について

は、前各章に定めるもののほか、この章の定めによることによる。

(危険防止等の措置)

第七十五条の三 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生その他の事情により高速自動車国道又は自動車専用道路(以下「高速自動車国道等」という)において交通の危険が生じ、又は交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な限度において、その現場に進行していく自動車の通行を禁止し、若しくは制限し、又はその現場にある自動車の運転者に対し、第十七条第一項及び道路法第四十一条第四項の規定に基づく政令の規定にかかわらず路肩

又は路側帯を通行すべきことを命じ、若しくは認めるときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

(罰則) 第百十九条第一項第十八号)

第二節 自動車の交通方法

(最低速度)

自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)においては、

道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で進行してはならない。

(罰則) 第百十七条の二第一項第四号、第一百七十二条)

第七十五条の四

自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)においては、

道路標識等により自動車の最低速度が指定され

ている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で進行してはならない。

(罰則) 第百十七条の二第一項第八号リ、第一百二十条第一項第十二号)

第七十五条の五

自動車は、本線車道においては、横断し、転回し、又は後退してはならない。

(罰則) 第百十九条第一項第六号)

第七十五条の六

自動車は、本線車道に入ろうとする場合(本線車道から他の本線車道に入ろうとする場合等)においては、

道路標識等により指定された本線車道に入ろうとする場合にあつては、

他の本線車道に入ろうとする場合にあつては、

(罰則) 第百二十二条第一項第八号)

第七十五条の八

自動車(これにより牽引されるための構造及び装置を有する車両を含む。以下この条において同じ。)は、高速自動車国道等においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、この限りでない。

一 駐車の用に供するため区画された場所において停車し、又は駐車するとき。

二 故障その他の理由により停車し、又は駐車するところがやむを得ない場合において、停車し、又は駐車のため十分な幅員がある路肩又は路側帶に停車し、又は駐車するとき。

三 乗合自動車が、その属する運行系統に係る停留所において、乗客の乗降のため停車し、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

四 料金支払いのため料金徴収所において停車するとき。

2 第五十条の二から第五十五条の二までの規定は、自動車が前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場合について準用する。この場合において、第五十五条の二第三項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所」とあるのは「政令で定める場所」と、同条第四項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「前項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」と、同条第五項中「駐車場、空地、第三項に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所」とあるのは「第三項に規定する場所以外の場所」と読み替えるものとする。

(罰則) 第百二十条第一項第二号)

第七十五条の九

本線車道の出入りの方法

2 自動車は、本線車道に入ろうとする場合において、加速車線が設けられているときは、当該緊急自動車の通行を妨げてはならぬ。

(罰則) 第百二十条第一項第二号)

第七十五条の十

本線車道の出入りの方法

2 高速自動車国道等において第一項の規定に違反して駐車していると認められる自動車であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるものは、第五十二条第一項の内閣府令で定める専ら交通の取締りに従事する自動車については、第七十五条の五、第七十五条の七及び前条の規定は、適用しない。

から出口に接続する車両通行帯を通行しなければならない。この場合において、減速車線が設けられているときは、その減速車線を通行しなる通行方法によるべきことを命ずることができなければならない。

(罰則) 第一百四十四条 第二項については第百十九条第一項第八号)

第七十五条の八の二

牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)又は高速自動車国道の本線車道を行ける当該牽引自動車の通行の区分については、この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

(罰則) 第一百四十四条 第二項については第百十九条第一項第八号)

第七十五条の八の二の二

牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)又は高速自動車国道の本線車道を行ける当該牽引自動車の通行の区分については、この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

(罰則) 第一百四十四条 第二項については第百十九条第一項第八号)

第七十五条の八の二の二の二

牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)又は高速自動車国道の本線車道を行ける当該牽引自動車の通行の区分については、この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

(罰則) 第一百四十四条 第二項については第百十九条第一項第八号)

第七十五条の八の二の二の二の二

牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)又は高速自動車国道の本線車道を行ける当該牽引自動車の通行の区分については、この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

(罰則) 第一百四十四条 第二項については第百十九条第一項第八号)

第七十五条の八の二の二の二の二の二

牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)又は高速自動車国道の本線車道を行ける当該牽引自動車の通行の区分については、この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

(罰則) 第一百四十四条 第二項については第百十九条第一項第八号)

第七十五条の八の二の二の二の二の二の二

牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)又は高速自動車国道の本線車道を行ける当該牽引自動車の通行の区分については、この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

(罰則) 第一百四十四条 第二項については第百十九条第一項第八号)

第七十五条の八の二の二の二の二の二の二の二

牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)又は高速自動車国道の本線車道を行ける当該牽引自動車の通行の区分については、この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

(罰則) 第一百四十四条 第二項については第百十九条第一項第八号)

第七十五条の八の二の二の二の二の二の二の二の二

牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)又は高速自動車国道の本線車道を行ける当該牽引自動車の通行の区分については、この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

(罰則) 第一百四十四条 第二項については第百十九条第一項第八号)

第七十五条の八の二の二の二の二の二の二の二の二の二

牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)又は高速自動車国道の本線車道を行ける当該牽引自動車の通行の区分については、この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

(罰則) 第一百四十四条 第二項については第百十九条第一項第八号)

第七十五条の八の二の二の二の二の二の二の二の二の二の二

牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路(次項に規定するものに限る。)又は高速自動車国道の本線車道を行ける当該牽引自動車の通行の区分については、この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

(罰則) 第一百四十四条 第二項については第百十九条第一項第八号)

第三項		第六条	第六項	第二項	第七十五条の二十四
第三項	第六条	第六項	第六項	第六項	第七十五条の二十四
運転する ことがで きなくな つた	運転者は、 他の理由 により踏 切におい て	おいて、 主任者又は	特定自動運行 主任者は、 特定自動運行 主任者をいう。以 下同じ。)	おいて、 主任者又は	特定自動運行 実施者による 特定自動運行 についてのこの法律の規定（第四 章第二節を除く。）の適用については、次の表 の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするは か、必要な技術的読替えは、政令で定める。
					第五条の十九第三項に規定する現場措置業務実施者等（第七十五条の二十三第三項に規定する特定自動運行主任者等をいう。以下同じ。）又は特定自動運行主任者等（第七十五条の二十三第三項に規定する特定自動運行主任者等をいう。以下同じ。）と、「現場」であるのは、「該交通事故の現場」と、第七十五条中「運転者等以外」とあるのは、「特定自動運行主任者等以外」と、「の運転者等が第七十二条第一項前段」とあるのは、「に係る現場措置業務実施者が第七十五条の二十三第三項に規定する措置を講じ、又は特定自動運行主任者等が同条第三項前段」と、「又は」とあるのは、「若しくは」と読み替えるものとする。
					（罰則）第一項前段及び第三項前段については第一百一十七条第三項、第一百一十七条の五第二項、第一百二十三条第一項後段及び第三項後段については第一百一十九条第二項第六号、第一百二十三条第二項については第一百一十七条の五第二項、第一百二十三条第四項については第一百二十一条第二項第四号、第一百二十三条（特定自動運行の特則）

きなくなつた

**(許可の取消し等)
第七十五条の二十一**

七(三) 公安委員会は、次の各号の

(許可の取消し等)

いて第七十五条の二十六第一項又は前条第一項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

5 仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項の規定による許可の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該許可の効力の停止の期間に通算する。

(特定自動運行の許可の取消し等の報告)

第七十五条の二十九 公安委員会は、第七十五条の二十六第一項若しくは第七十五条の二十七第一項の規定による処分をしたとき、又は前条第三項の規定による報告を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

第五章 道路の使用等

第一節 道路における禁止行為等

(禁止行為)

第七十六条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げたりに設置してはならない。

3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一 道路において酒に酔つて交通の妨害となるような程度にふらつくこと。

二 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまつていること。

三 交通のひんぱんな道路において、球戯をする道

四 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

五 前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両等から物件を投げること。

六 道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外からつかまる

こと。

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における

交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(罰則) 第一項及び第二項については第百八十八条第二項第五号、第一百二十三条第三項については第百九十二条第七号、第一百二十三条第四項については第百二十条第一項第十号)

(道路の使用の許可)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管轄に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならぬ。

一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者

三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店

四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等

一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土

地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要と認めて定めたものをしようとする者

五 当該申請に係る行為が現に交通の妨害とな

るおそれがないと認められるときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害とな

るおそれがないと認められるときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件

一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害とな

るおそれがあると認められるときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

二 当該申請に係る行為が現に交通の妨害とな

るおそれはあるが公益上又は社会の慣習上や

むを得ないものであると認められるときは、

一 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当す

る場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

4 所轄警察署長は、前項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したときは、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

5 所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したときは、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

6 第一項の申請書の様式、第三項の許可証の様式その他前条第一項の許可の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

(道路の使用者との協議)

第七十九条 所轄警察署長は、第七十七条第一項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであって、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるべきである。

7 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

(罰則) 第一項については第百十九条第二項第七号、第一百二十三条第三項及び第四項については第百十九条第二項第八号、第一百二十三条第七項については第百二十条第二項第五号、第一百二十三号)

(許可の手続き)

第七十八条 前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者は、第

七十七条第一項の規定にかかるわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

2 前項の協議について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

(道路の管理者の特例)

第八十条 道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なうとするときは、当該道路の管理者は、第七十七条第一項の規定にかかるわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

2 前項の協議について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

(第二節 危険防止等の措置)

第七十九条 前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者は、第

七十七条第一項の規定にかかるわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

2 第一項の規定による許可に係る行為が現に交通の妨害とな

るおそれはあるが公益上又は社会の慣習上や

4 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5 第三項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

6 第一項の申請書の様式、第三項の許可証の様式その他前条第一項の許可の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

(道路の管理の特例)

第七十九条 所轄警察署長は、第七十七条第一項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであって、当該許可に係る行為が道路法第三十二条第一項の規定にかかるわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

2 前項の協議について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

(道路の管理者の特例)

第八十条 道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なうとするときは、当該道路の管理者は、第七十七条第一項の規定にかかるわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

2 前項の協議について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

(第二節 危険防止等の措置)

第七十九条 前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者は、第

七十七条第一項の規定にかかるわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

2 第一項の規定による許可に係る行為が現に交通の妨害とな

るおそれはあるが公益上又は社会の慣習上や

むを得ないものであると認められるときは、

一 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当す

るおそれがないと認められるときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

二 当該申請に係る行為が現に交通の妨害とな

るおそれはあるが公益上又は社会の慣習上や

むを得ないものであると認められるときは、

一 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当す

るおそれはあるが公益上又は社会の慣習上や

一般原動機付自転車		原付免許
第一種免許	運転することができる自動車等の種類	種類
大型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
準中型免許	一般原動機付自転車	一般原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び一般原動機付自転車	普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び一般原動機付自転車	普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
大型特殊免許	自転車	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
大型二輪免許	自転車	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
普通二輪免許	自転車	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
普通二輪免許	自転車	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
3 牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許（仮免許を除く。）のほか、牽引免許を受けた者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。	牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許（仮免許を除く。）が通算して三年に達しないもの又は、第二項の規定にかかるらず、政令で定める大型自動車、中型自動車又は準中型自動車を運転することはできない。	
4 大型免許を受けた者で、二十一歳に満たないものは、これら免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。	大型免許を受けた者で、二十一歳に満たないものは、これら免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。	
5 大型免許を受けた者で、二十一歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかるらず、政令で定める大型自動車、中型自動車又は準中型自動車を運転することはできない。	大型免許を受けた者で、二十一歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかるらず、政令で定める大型自動車、中型自動車又は準中型自動車を運転することはできない。	

許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかるらず、政令で定める中型自動車又は準中型自動車を運転することまでき

7
ない。
準中型免許を受けた者（大型免許又は中型免
許を現に受けている者を除く。）で、次の各号
に掲げるものは、第二項の規定にかかるらず、
それぞれ当該各号に定める自動車を運転するこ
とはできない。

二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免
殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免
許の効力が停止されていた期間を除く。）が
通算して三年に達しない者 政令で定める準
中型自動車

許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しない者 政

8 今で定める普通自動車
普通免許を受けた者（準中型免許を現に受け
ている者を除く。）で、大型免許、中型免許、
準中型免許、普通免許又は大型特殊免許の、
ハザ

されかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかるらず、政

令で定める普通自動車を運転することはできな
い。

は普通一輪免許のいすれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかるらず、法令で定める大型自動二

10 普通二輪免許を受けた者（大型二輪免許を現輪車又は普通自動二輪車を運転することはできない）

に受けていた者を除く。)で、大型二輪免許又は普通二輪免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く

第一重色汗に及ぶ者は、第二項の規定にかかるらず、政令で定める普通自動二輪車を運転することはできない。

11 第一種免許を受けた者は、第二項の規定により運転することができる自動車又は第四項の規定により牽引自動車によつて重被牽引車を牽引

4
牽引第一種免許を受けた者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転するこ

とができる牽引自動車によつて旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して当該牽引自動車を運転することができるほか、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

6 は 普通第二種免許を受けていたいわけがないから大型第一種免許又は中型第二種免許を受けた者は、第一項に規定するもののはか、代行運転普通自動車を運転することができる。
(仮免許)

動車又は普通自動車を当該自動車を運転することができる第一種免許又は第二種免許を受けないで練習のため又は第九十七条第一項第二号に

掲げる事項について行う運転免許試験若しくは第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所における自動車の運転に関する技能についての技能検定（次項において「試験等」という。）

において運転しようとする者は、その運転しようとする自動車が大型自動車であるときは大型仮免許を、中型自動車であるときは中型仮免許

を、準中型自動車であるときは準中型仮免許を、普通自動車であるときは普通仮免許を受けなければならない。

2
大型仮免許を受けた者は大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、準中型仮免許を受けた者は準

普通自動車又は普通免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験等において運転することができる。この場合において運転することができる。

いて、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することがで

期間を除く。)が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている者(免許の効力が停止されている者

For more information about the study, please contact Dr. John Smith at (555) 123-4567 or via email at john.smith@researchinstitute.org.

及び二十一歳に満たない者を除く。)その他の政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3 仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、内閣府令で定めるところにより当該自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて当該自動車を運転しなければならない。

4 仮免許を受けた者は、第二項の規定にかかるところにより当該自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて当該自動車を運転しなければならない。

5 仮免許を受けた者は、第二項の規定にかかるところにより当該自動車を運転することはできない。

6 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験(第九十条及び第九十二条の二において「適性試験」という。)を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

(罰則) 第二項後段については第一百八十八条第六号第三項については第一百二十条第一項第十四号、同条第三項)

第二節 免許の申請等

(免許の欠格事由)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対する第一種免許又は第二種免許を与えない。

一 大型免許があつては二十一歳(政令で定める者については、十九歳)に、中型免許については二十歳(政令で定める者については、十九歳)に、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許にあつては十八歳に、普通二輪免許及び原付免許にあつては十六歳に、それぞれ満たない者

二 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否(同項第三号又は第七号に該当することを理由とするものを除く。)をされた日から起算して同条第九項の規定により指定された期間を経過していない者若しくは免許を保留在している者若しくは同条第二項の規定により指定された期間を経過しない。

3 仮免許を受けた者は、第二項の規定にかかるところにより当該自動車を運転することはできない。

4 仮免許を受けた者は、第二項の規定にかかるところにより当該自動車を運転することはできない。

5 仮免許を受けた者は、第二項の規定にかかるところにより当該自動車を運転することはできない。

6 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験(第九十条及び第九十二条の二において「適性試験」という。)を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

(罰則) 第二項後段については第一百八十八条第六号第三項については第一百二十条第一項第十四号、同条第三項)

第二節 免許の申請等

(免許の欠格事由)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対する第一種免許又は第二種免許を与えない。

一 大型免許があつては二十一歳(政令で定める者については、十九歳)に、中型免許については二十歳(政令で定める者については、十九歳)に、準中型免許及び普通仮免許にあつては十八歳に、それぞれ満たない者に対する第一種免許又は、仮免許を与えない。

二 大型免許及び牽引免許にあつては、当該免許と同一の種類の免許を重ねて受けることができない。

二 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否(同項第三号又は第七号に該当することを理由とするものを除く。)をされた日から起算して同条第九項の規定により指定された期間を経過していない者若しくは免許を保留在している者若しくは同条第二項の規定により指定された期間を経過しない。

三 第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第一項(第四号を除く。)に係るものに限る。)をされた日から起算して同条第七項の規定により指定された期間(第一百三条の一第二項の規定により免許の効力を停止された者が当該事案について免許を取り消された場合にあつては、当該指定された期間から当該免許の効力が停止されいた期間を除いた期間。以下この号において同じ。)を経過していない者若しくは第一百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第四項の規定による免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。)をされた日から起算して同条第八項の規定により指定された期間を経過していない者又は同条第一項若しくは第四項、第一百三条の二第二項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項若しくは同条第五項において準用する第一百三三条第四項の規定により免許の効力が停止されている者)

(罰則) 第二項については第一百八十八条第六号第三項)

第二節 免許の申請等

(免許の拒否等)

四 第百七条の五第一項若しくは第二項、同条第九項において準用する第一百三条第四項又は第一百七条の五第十項において準用する第一百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止されている者

(罰則) 第二項については第一百十七条の四第一項(第三号)

二 第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。)を与えること)ができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建物を損壊させる行為で故意によるものを作った者

二 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第四条までの罪に当たる行為をした者

三 自動車等の運転に関し第一百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をし

違反運転者等	一月を経過する日
<p>備考 一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第一項第三号の違反行為をしてきた者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日）</p>	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日

その結果第一百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者）に對して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に對して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第一百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前述第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日、4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく处分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に適合するもの

3 一般運転者 優良運転者又は違反運転者等以外の者

4 違反運転者 等 新規登録等までに継続して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく处分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

5 満了日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては更新前の免許証の有効期間が満了した日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

三、更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。

四、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第二百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過する前に次の免許を受けた者に限る。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

五、第二百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第二百二十二条第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第二百十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六、その者の誕生日が二月二十九日である場合におけるこの表の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

規定により取り消されることは、これまでの期間とする。

3 第百七条第二項の規定により交付された免許証の有効期間が満了することとされたいた日が経過するまでの期間とする。

4 第百七条第二項の規定により交付された免許証（前項に規定するものを除く。）の有効期間は、当該免許証に係る同条第一項の規定により返納された免許証の有効期間が満了することとされたいた日が経過するまでの期間とする。

5 前項に規定する期間の末日が日曜日その他の政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

（免許証の記載事項）

第九十三条 免許証には、次に掲げる事項（次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。）を記載するものとする。

一 免許証の番号

二 免許の年月日並びに免許証の交付年月日及び有効期間の末日

三 免許の種類

四 免許を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日

五 免許を受けた者が前条第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者（第一百一条第三項及び第一百一条の二の二第一項において單に「優良運転者」という。）である場合にあつては、その旨

2 公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者について、第九十一条又は第十九条の二第二項の規定により、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者の免許証に当該条件に係る事項を記載しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、免許証の様式、免許証に表示すべきものその他免許証について必要な事項は、内閣府令で定める。

（免許証の電磁的方法による記録）

第九十三条の二 公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法（電子の方法、磁気的方針その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することができる。（免許証の記載事項の変更届出等）

第九十四条 免許を受けた者は、第九十三条第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、速

第九十九条の七 公安委員会は、指定自動車教習所が第九十九条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定自動車教習所を同項各号に掲げる基準に適合させるため必要な措置をとることを命ずるところである。

前項に定めるもののほか、公安委員会は、この節の規定を施行するため必要な限度において、指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定自動車教習所の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定自動車教習所の指定の取消し等)

第一百条 公安委員会は、指定自動車教習所を管理する者が第九十九条の三第三項、第九十九条の三

第九十九条の六 公安委員会は、この節の規定を施行するため必要な限度において、指定自動車教習所を設置し、若しくは管理する者に対し、当該指定自動車教習所の業務に關し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該指定自動車教習所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとする。

第二項 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第三項 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

5 指定自動車教習所は、技能検定員が前項の証明をしたときは、当該証明に係る者に対し、内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定める様式の卒業証明書（指定自動車教習所において教習を終了した旨を証明する証明書をいう。以下同じ。）又は修了証明書（指定自動車教習所において教習を受け、仮免許を受けて運転することができる程度の技能及び知識の水準に達した旨を証明する証明書をいう。以下同じ。）を発行することができる。この場合において、当該卒業証明書又は修了証明書には、内閣府令で定めるところにより、当該卒業証明書又は修了証明書に係る者が技能検定に合格した旨の技能検定員の書面による証明を付さなければならぬ。

に対し、その者が当該免許に係る免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有するかどうかを確認するための試験（以下「再試験」という。）を行うものとする。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一 当該免許を受けた日前六月以内に当該免許に係る上位免許を受けていたことがある者

二 当該免許を受けた日前六月以内に当該免許と同一の種類の免許（当該免許と同等の免許として政令で定めるものを含み、第一百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により取り消された免許及びこれに準ずるものとして政令で定める免許を除く。）を受けていたことがあり、かつ、その免許を受けていた期間（その免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年以上である者

証明書若しくは修了証明書を発行することを禁止する期間を延長することができる。

四若しくは第九十九条の五第二項若しくは第三項の規定に違反したとき、指定自動車教習所が同条第五項の規定に違反して卒業証明書若しくは修了証明書を発行したとき、又は指定自動車教習所を設置し、若しくは管理する者が前条の規定による命令に違反したときは、当該指定自動車教習所に対し、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該指定自動車教習所が当該期間内における教習に基づき卒業証明書若しくは修了証明書を発行するいとを禁止することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による卒業証明書又は修了証明書の発行の禁止の処分を受けた指定自動車教習所が当該処分に違反して卒業証明書又は修了証明書を発行したときは、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内で卒業

5 基準該当初心運転者は、公安委員会から再試験の通知（前項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（再試験を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、当該公安委員会に内閣府令で定める再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならぬ。第九十二条の二第四項の規定は、この場合について準用する。

第一百条の三 公安委員会は、再試験を行おうとする場合において、基準該当初心運転者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していくときは、速やかに現にその者の住所地を管轄

2 る者
再試験は、基準該當初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会が、当該期間が経過した後、免許の種類ごとに自動車等の運転について必要な技能及び知識（原付免許については必要な知識に限る。）について行う。第九十七条第二項から第四項までの規定は、公安委員会が行う再試験について準用する。

4 公安委員会は、第一項の規定に基づき再試験を行おうとする場合には、内閣府令で定めるところにより、基準該當初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した後速やかに、再試験を行おうとする場合に当該免許に係る

三 当該免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

四 第百八条の二第一項第十号に掲げる講習を終了した者（当該講習を終了した後初心運転免許期間が経過することとなるまでの間に当該免許に係る免許自動車等の運転に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為をし、当該行為が当該講習に係る免許について政令で定める基準に該当することとなる者を除く。）

五 当該免許が準中型免許である場合において、普通免許を現に受けしており、かつ、当該準中型免許を受けた日前に当該普通免許を受けた期間（当該免許の効力が停止されつゝ期間とする。）より算定して三十日以上

員会は内閣府令で定める様式の更新申詒書（第五項）に依る
四項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申詒書及び必要な事項を記載
した當該質問票（第五項及び第六一条の二の二
第一項から第三項までにおいて同じ。）を提出
しなければならない。
前項の規定により免許証の更新を受けようとする
者の誕生日が二月二十九日である場合における同項の規定の適用については、その者のうつ
るう年以外の年における誕生日は二月二十八日
であるものとみなす。
公安委員会は、免許を現に受けている者に対
し、更新期間その他免許証の更新の申請に係る
事務の円滑な実施を図るため必要な事項（その
者が更新を受ける日において優良運転者（第九
十二条の規定により免許に条件を付されている

4 公安委員会が第二項の規定により再試験を行おうとする場合において、第一項の試験移送通知書を送付した公安委員会が当該試験移送通知書に係る基準該当初心運転者に再試験の通知をしているときは、当該通知は、第二項の規定により再試験を行おうとする公安委員会がした再試験の通知とみなす。

第五節 免許証の更新等

(免許証の更新及び定期検査)

第一百一一条 免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一日前から当該免許証の有効期間までの間に、(一)前項の規定による免許証の更新手続(二)前項の規定による免許証の更新手続(三)前項の規定による免許証の更新手續

する公安委員会に内閣府令で定める試験移送通知書を送付しなければならない。

前項の試験移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、当該試験移送通知書に係る基準該当初心運転者に対し、再試験を行ふものとする。この場合において、前項の試験移送通知書を送付した公安委員会は、当該基準該当初心運転者に対し、再試験を行うことができない。

3 前条第四項及び第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により再試験を行おうとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「基準該当初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した後」とあるのは、「試験移送通知書の送付を受けた後」と読み替行うことができる。

満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受けていなければならぬ旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るために必要な事項（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。）前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日ににおける年齢が七十五歳以上のもの（運転技能検査等を受けないなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るために必要な事項（免許を受けた者に対する報告徵収）

第一百一条の五 公安委員会は、免許を受けた者が第三百三十三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、必要な報告を求めることができる。

罰則 第百十七条の四第一項第三号）
（医師の届出）

第一百一条の六 医師は、その診察を受けた者が第三百三十三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者（本邦に上陸をした日から起算して滞在期間が一年を超えている者を除く。）であることを知つたときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができる。

前項に規定する場合において、公安委員会は、医師からその診察を受けた者が免許を受けた者であるかどうかについての確認を求められたときは、これに回答するものとする。

刑法の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

第一百一条の七 公安委員会は、七十五歳以上の者（臨時認知機能検査等）

一項第十二号に掲げる講習を受けなければならぬ。
ない。

旨 当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るために必要な事項を免許を現に受けている者で更新期間が満了する

く外分に違反する行為の、も詐欺本能な併した場合に行われやすいものとして政令で定まる行為をしたときは、その者が当該行為をして日の三月前の日以後に第九十七条の二第一項等

ものには附る。」前号に定める事項並てに免許の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けていなければならぬ旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るために必要な事項（免許を受けた公安委員会に対する報告徴収）

3 前項の規定による通知を受けた者は、当該機能検査に係る者に書面で通知しなければならない。

（医師の届出）
罰則 第百七条の四第一項第三号
めることができる。

4 公安委員会は、前項の規定により認知機能検査等を受けなければならぬ。通算して一月を超えることとなるまでに、認

査等を受けた者が、当該認知機能検査等の結果、その者が当該認知機能検査等を受けた日直近において受けた認知機能検査等の結果を

いる者を除く。) であることを知つたときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができる。

5
その者が如し。第二百八条の二第一項第一号十二号に掲げる講習を行うものとする。

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による届出をするのを妨げるものと解釈してはならない。

6 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者については、当該期間から当該

出を受けたときは、当該届出の内容をその者
の居住地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

(臨時適性検査)
第一百一条 公安

委員会は、第九十七条の二第一項

第三号又は第五号の規定により認知機能検査等を受けた者で当該認知機能検査等の結果が認知症のおそれがあることを示すものとして内閣府

4 前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者で

又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき

を命ずることができる。この場合において、公安委員会は、第八十九条第一項、第一百一条第二項又は第一百二第一項の規定により提出さ

第一項から前項までに定めるもののほか、公された質問票の記載内容、第一百一条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。

第一項から前項までの定めるものには、がんばりの委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、政令で定めることにより、免許

6 公安委員会は、第一項から前項までの規定に
を受けてた者について、臨時に適性検査を行うこと
ができる。

より適性検査を行おうとするときは、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な事項を当該適性検査に係る者に通知しなければならない。

7 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定による適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

(軽微違反行為をした者の受講義務)

令の規定又はこの法律の規定に基づく处分による
反する行為（政令で定める軽微なものに限る。
以下「軽微違反行為」という。）をし、当該行為
が政令で定める基準に該当することとなつた。

第一項第二号又は第百八十八条第一項第五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第百八十八条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第百十九条第一項第一号から第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた者に対し弁明の機会を与えるべきである。

仮停止を受けた者は、免許証を当該処分を受けた警察署長に提出しなければならない。

仮停止をした警察署長は、速やかに、当該処分を受けた者が第一項各号のいずれかに該当することとなつた時ににおけるその者の住所地を管轄する公安委員会に対し、内閣府令で定める仮停止通知書及び前項の規定により提出を受けた免許証を送付しなければならない。

前項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により処分移送通知書を送付するときは、併せて当該送付を受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。

仮停止は、前二項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

7 及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項又は第四項の規定により免許の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該免許の効力の停止の期間に通算する。

(罰則) 第二項については第百二十二条第一項第十号)

(意見の聴取)

第四条 公安委員会は、第三条第一項第五号の規定により免許を取り消し、若しくは免許の効力を九十日(公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。次条第一項において同じ。)以上停止しようとするとき、第三条第二項第一号から第四号までのいずれかの規定により免許

を取り消そうとするとき、又は同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の处分移送通知書（同条第一項第五号又は第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）の送付を受けたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、意見の聴取の期日の一週間前までに、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所を通知し、かつ、意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

意見の聴取に際しては、当該処分に係る者はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができ

3 に係るものに限る。) に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならぬ。

4 前項の通知を行行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

5 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

第二項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、道路交通に関する事項に關し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聴くことができる。

7 第一項、第二項又は第四項の規定により当該免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

(臨時適性検査に係る取消し等)

第一百四条の二の三 公安委員会は、第一項から第四項までの規定により適性検査を行ない、又はこれらとの規定による命令をする場合において、当該適性検査を受けるべき者(免許を受けた者に限る。)又は当該命令を受け診断書を提出することとされている者(免許を受けた者に限る。)が、自動車等の運転により交通事故

3 意見の聴取を行ふ場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聴くことができる。
4 公安委員会は、当該処分に係る者又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しないとき、又は当該処分に係る者の所在が不明であるため第一項の通知をすることができず、かつ、同項後段の規定による公示をした日から三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わないで第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）又は同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）をることができる。
5 前各項に定めるもののはか、意見の聴取の実施について必要な事項は、政令で定める。 (聴聞の特例)
6 第一百四条の二 公安委員会は、第一百三条第一項又は第四項の規定により免許の効力を九十日以上停止しようとするとき（同条第一項第五号に係る場合を除く。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。
7 公安委員会は、前項の聴聞又は第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項各号（第五号を除く。）に係るものに限る。）若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第五号について準用する。）
8 第一百四条の二の一 再試験を行つた公安委員会は、再試験の結果、再試験を受けた者が当該免許に係る免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有しないと認めるときは、その者の当該免許を取り消さなければならない。
9 再試験の通知を受けた者が第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けないと認められるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の当該免許を取り消さなければならない。
10 公安委員会は、前項の規定により当該免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項において準用する第一百四条の意見の聴取を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定めた処分移送通知書を送付しなければならない。
11 前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、その者が第百条の二第五項の規定に違反して当該再試験を受けないと認めるときは、その者の当該免許を取り消さなければならない。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第二項の規定にかかるわらず、その者の当該免許を取り消すことができる。
12 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定にかかるわらず、その者の当該免許を取り消すことができる。
13 第一百四条（第三項を除く。）の規定は、第一項又は第四項の規定により免許を取り消す場合について準用する。

第一項、第二項又は第四項の規定により当該免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

(臨時適性検査に係る取消し等)

第一百四条の二の三 公安委員会は、第一百二条第二項から第四項までの規定により適性検査を行ない、又はこれらの規定による命令をする場合において、当該適性検査を受けるべき者(免許を受けた者に限る。)又は当該命令を受け診断書を提出することとされている者(免許を受けた者に限る。)が、自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、第一百三条第一項第一号、第一号の二(又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができる。この場合において、当該処分を受けた者がこれらの規定に該当しないことが明らかとなつたときは、速やかに当該処分を解除しなければならない。

2 公安委員会は、前項前段の規定により免許の効力を停止したときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた者に対し弁明の機会を与えるなければならない。

3 第一百一条の七第二項の規定による通知を受けた者(免許を受けた者に限る。)が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査結果等を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者(免許を受けた者に限る。)が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第一百二条第一項から第四項までの規定による命令を受けた者(免許を受けた者に限る。)が当該命令に違反したと認めるとき(第一項前段の規定によると講習を受けないと認めるとき(第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に命令に応じた者に限る。)が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき(第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に命令に応じた者に限る。)と認めるとき)又は同条第六項の規定によつては、当該停止の期間が満了するまでの間に

適性検査を受けないと認めるときは、第一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第一百二条第一項から第七項の通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該認知機能検査等を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

前項の規定による免許の効力の停止は、その者が当該認知機能検査等を受けたとき、当該講習を受けたとき、当該命令に応じたとき又は当該適性検査を受けたときは、その効力を失う。

五百三十三条第三項、第四項及び第九項の規定は、第三項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。第七項において同じ。）以上停止しようとする場合について準用する。

この場合において、同条第三項中「第一百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは、「聴聞」と読み替えるものとする。

第一百四条の二の四 第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第一百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許（自動車等の運転に関する者において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

第二百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若干年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関する者があつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が第二百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項」とあるのは、「第一百一条の七第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第一百二条第一項から第四項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第一百四条の二の三第三項」とあるのは、「第一百条の二の三第一項若しくは第二項若しくは第三項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは、「第一百四条の二の三第三項又は同条第五項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

第三項の規定による命令をしたところにより、その他の理由により前項の規定による書面の交付をすることができない場合において、警察官が当該書面の交付を受けていない者の住所地を管轄する公安委員会が第三項の規定又は第五項において準用する第一百四条の二（第五項を除く。）の規定は、公安委員会が第三項の規定又は第五項において準用する第一百三条第四項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九〇日以上停止しようとする場合について準用する。

第七項に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若干年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関する者において二十歳に達している者にあつては、それぞれの公安委員会（その者に対し第一項に規定する免許の取消又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会）に通知されなければならない。この場合において、警察官は、前項の規定により免許証を保管したときは、当該保管した免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。

第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消された時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許（当該行為が当該基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

第一百四条の三 第百三条第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の二第一項、第二項若しくは第三項、同条第五項において準用する第一百三条第四項又は前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消又は効力の停止は、第三項の規定により保管証の交付を受けた者に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項本文において準用する第一百四条の聽取を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

第二条第四項の規定により免許の効力を停止した場合について準用する。

第七項に掲げる講習を終了した後若干年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関する者において二十歳に達している者にあつては、それぞれの公安委員会（その者に対し第一項に規定する免許の取消又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会）に通知されなければならない。この場合において、警察官は、前項の規定により免許証を保管したときは、当該保管した免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。

第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消された時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許（当該行為が当該基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

第三項の規定による免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合において、第三項の規定により当該免許証を提出した者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

第三項の規定により保管証は、第九十五条の規定について、免許証とみなす。

第三項の保管証の有効期間は、当該保管証を交付した時から、当該保管証の交付を受けた者が第二項の規定により指定された日時（その日時までにその者が同項の規定により指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間とする。

第三項の規定により保管証の交付を受けた者は、当該保管証の有効期間が満了したときは、直ちに当該保管証を警察官に返納しなければならない。

国した後に再び本邦に上陸したときは、速やかに、国際運転免許証等をその者の住所地を管轄する公安部委員会に提出しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

8 公安委員会は、第一項若しくは第二項の規定により、若しくは次項において準用する第百三十条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、又は第三項において準用する同条第十項の規定により期間を短縮したときは、内閣府令で定めるところにより、当該処分に係る者の国際運転免許証等に当該処分に係る事項を記載しなければならない。

9 第百三十条第三項から第五項まで及び第九項の規定は、第一項又は第二項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合」(同項第五号に該当する者)が第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。」には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消すことができる」とあるのは、「第百七条の四第五項各号のいずれかに該当するものであるとき(同項第二号に該当する者が第百七条の四の二において準用する第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百七条の四の二において準用する第百二条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。)は、同項の政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で期間を定めて、その者が第百七条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めて、その者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる」と読み替えるものとする。

10 第百三十条の二の規定は、国際運転免許証等を所持する者が自動車等の運転に関し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「免許証」とあるのは「国際運転免許証等を

る第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されている者を除く。)は、内閣府令で定める区分に従い、当該免許で運転することができることとされている自動車等に対応する条約附属書十に規定する自動車等に係る条約第二十四条第一項の運転免許証で公安委員会が発給するもの(以下「国外運転免許証」という。)の交付を受けることができる。

2 国外運転免許証の交付を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に、その者が外国に渡航するものであることを証する書面を添えて、内閣府令で定める様式の交付申請書を提出しなければならない。

3 公安委員会は、前項の申請があつたときは、運転することができる自動車等の種類を指定し、かつ、その旨を記載して当該国外運転免許証を交付するものとする。

4 前三項に規定するもののほか、国外運転免許証の様式その他国外運転免許証の交付について必要な事項は、内閣府令で定める。

(国外運転免許証の有効期間)

第五百七十三条の八 国外運転免許証の有効期間は、当該国外運転免許証の発給の日から起算して一年とする。

(国外運転免許証の失効)

第五百七十三条の九 国外運転免許証は、当該国外運転免許証に係る免許が失効し、又は取り消されたときは、その効力を失う。

2 国外運転免許証は、当該国外運転免許証による免許の効力が停止されたときは、当該停止の期間、その効力が停止されるものとする。

(国外運転免許証の返納等)

第五百七十三条の十 国外運転免許証の交付を受けた者は、当該国外運転免許証の有効期間が満了し、又は当該国外運転免許証が失効したとき(当該国外運転免許証の有効期間が満了した時又は当該国外運転免許証が失効した時に本邦外の地域にある者については、本邦に帰国したとき。)は、すみやかに、当該国外運転免許証をその住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

2 国外運転免許証の交付を受けた者は、当該国外運転免許証の効力が停止されたとき(当該国外運転免許証の効力が停止された時に本邦外の地域にあり、かつ、当該国外運転免許証の効力の停止の期間中に本邦に帰国した者については、帰国したとき。)は、すみやかに、当該国

3 外運輸免許証をその者の住所地を管轄する公安部委員会に提出しなければならない。

（罰則）第一項及び第二項については第百二十一條第一項第十号

第八節 免許関係事務の委託

（免許関係事務の委託）

第一百八条 公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に関する事務（免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適性検査の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に係る事務その他他の政令で定める事務を除く。次項において「免許関係事務」という。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により免許関係事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免許関係事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（罰則）第二項については第百七十七条の四第一項

第一号）

第六章の二 講習

（講習）

第一百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 安全運転管理者等に対する講習

二 取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習

三 第九十条第一項ただし書の規定による免許の保留、同条第五項若しくは第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は第百七十七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者（第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百三号第一項第一号から第四号まで又は第百七十七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者及び第百二条の二の期間内に同条に規定する講習を受けなかつた者を除く。）に対する講習

四 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けようとする者に対するその受けよ

一 一般社団法人若しくは一般財團法人又は指定自動車教習所として指定された者以外の者	一定自動車教習所として指定された者以外の者
二 第百八条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	二 第百八条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
三 自動車等の運転に関する自罰による人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者	三 自動車等の運転に関する自罰による人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
四 法人で、その役員のうちに前号に該当する者があるもの	四 法人で、その役員のうちに前号に該当する者がいる者
五 公安委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る特定講習を行わないことができる。	五 公安委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る特定講習を行わないことができる。

（運転適性指導員等）	（運転適性指導員等）
第六百八条の五 取消処分者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。	第六百八条の五 取消処分者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。
二 初心運転者講習を行う指定講習機関は、運転熟習指導には、運転習熟指導員以外の者を従事させてはならない。	二 初心運転者講習を行う指定講習機関は、運転熟習指導には、運転習熟指導員以外の者を従事させてはならない。
三 公安委員会は、運転適性指導員又は運転熟習指導員が運転適性指導又は運転習熟指導について不正な行為をしたときは、当該指定講習機関に対し、その選任に係る当該運転適性指導員又は運転習熟指導員の解任を命ずることができること。	三 公安委員会は、運転適性指導員又は運転熟習指導員が運転適性指導又は運転習熟指導について不正な行為をしたときは、当該指定講習機関に対し、その選任に係る当該運転適性指導員又は運転習熟指導員の解任を命ずることができること。
（講習業務規程）	（講習業務規程）

第六百八条の六 指定講習機関は、特定講習の開始前に、特定講習の業務に関する規程（次項において「講習業務規程」という。）を定め、公安委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	第六百八条の六 指定講習機関は、特定講習の開始前に、特定講習の業務に関する規程（次項において「講習業務規程」という。）を定め、公安委員会規則で定める。
二 講習業務規程で定めるべき事項は、国家公安員又は職員は、刑法その他の罰則の適用について知り得た秘密を漏らしてはならない。	二 講習業務規程で定めるべき事項は、国家公安員又は職員は、刑法その他の罰則の適用について知り得た秘密を漏らしてはならない。
（第六章の三 交通事故調査分析センター）	（第六章の三 交通事故調査分析センター）
第六百八条の七 指定講習機関の役員（法人でない指定自動車教習所にあつては当該施設を設置する者。次項において同じ。）若しくは職員又はこれらの中の職についた者は、特定講習の業務に関する知識の普及及び交通事故防止に関する意識の啓発を図るために、第二号の規定による分析の結果又は第三号の規定による分析の結果若しくは調査研究の成果を定期的に又は時宜に応じて提供すること。	第六百八条の七 指定講習機関の役員（法人でない指定自動車教習所にあつては当該施設を設置する者。次項において同じ。）若しくは職員又はこれらの中の職についた者は、特定講習の業務に関する知識の普及及び交通事故防止に関する意識の啓発を図るために、第二号の規定による分析の結果又は第三号の規定による分析の結果若しくは調査研究の成果を定期的に又は時宜に応じて提供すること。
（第六章の十三 国家公安委員会は、交通事故防止及び交通事故による被害の軽減に資するた	（第六章の十三 国家公安委員会は、交通事故防止及び交通事故による被害の軽減に資するた

（事故例調査に従事する者の遵守事項）	（事故例調査に従事する者の遵守事項）
第六百八条の十五 事故例調査に従事する分析センターの職員は、事故例調査を行うために関係者に協力を求めるに当たつては、その生活又は業務の平穏に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。	第六百八条の十五 事故例調査に従事する分析センターの職員は、事故例調査を行うために関係者に協力を求めるに当たつては、その生活又は業務の平穏に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。
二 事務所の所在地を公示しなければならない。	二 事務所の所在地を公示しなければならない。
三 分析センターは、前項の規定による指定をされたときは、分析センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。	三 分析センターは、前項の規定による指定をされたときは、分析センターの名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとときは、あらかじめ、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。
（分析センターへの協力）	（分析センターへの協力）
第六百八条の十六 警察署長は、分析センターの求めに応じ、分析センターが事故例調査を行ったときに必要な限度において、分析センターに対し、交通事故の発生に関する情報その他の必要な情報を分析センターへ提供することができる。	第六百八条の十六 警察署長は、分析センターの求めに応じ、分析センターが事故例調査を行ったときに必要な限度において、分析センターに対し、交通事故の発生に関する情報その他の必要な情報を分析センターへ提供することができる。
二 分析センターは、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。	二 分析センターは、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
（第六章の十四 分析センターは、次に掲げる事業を行ふものとする。	（第六章の十四 分析センターは、次に掲げる事業を行ふものとする。
一 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に關係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと。	一 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に關係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと。
二 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、前号に規定する調査（以下この章において「事故例調査」という。）に係る情報又は資料を分析すること。	二 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、前号に規定する調査（以下この章において「事故例調査」という。）に係る情報又は資料を分析すること。
三 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと。	三 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと。
（第六章の十五 分析センターは、交通事故に関するデータベース（事故例調査に係る情報及び前条第二項の規定による提供に係る情報（以下この条及び第六百八条の十九において「特定情報」という。）の集合物であつて、特定情報を電子計算機を用いて検索することができるようこの条及び第六百八条の十九において「特定情報」という。）の構成及び運用その他の特定情報の管理及び使用に関する事項についての規程（以下この条及び第六百八条の十九において「特定情報管理規程」という。）を作成し、国家公安委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	（第六章の十五 分析センターは、交通事故に関するデータベース（事故例調査に係る情報及び前条第二項の規定による提供に係る情報（以下この条及び第六百八条の十九において「特定情報」という。）の集合物であつて、特定情報を電子計算機を用いて検索することができるようこの条及び第六百八条の十九において「特定情報」という。）の構成及び運用その他の特定情報の管理及び使用に関する事項についての規程（以下この条及び第六百八条の十九において「特定情報管理規程」という。）を作成し、国家公安委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
二 国家公安委員会は、分析センターが第百八条の四第三項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者になつたときは、その指定を取り消さなければならない。	二 国家公安委員会は、分析センターが第百八条の四第三項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者になつたときは、その指定を取り消さなければならない。
（第六章の十六 分析センターは、前項の認可を受けたときに必要な限度において、分析センターに対し、交通事故の発生に関する情報その他の必要な情報を分析センターへ提供することができる。	（第六章の十六 分析センターは、前項の認可を受けたときに必要な限度において、分析センターに対し、交通事故の発生に関する情報その他の必要な情報を分析センターへ提供することができる。
二 分析センターは、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。	二 分析センターは、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
（第六章の十七 分析センターは、前項の認可を受けたときに必要な限度において、分析センターに対し、交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に關係する事項について、その原因等に関する科学的な研究を目的として、前号に規定する調査（以下この章において「事故例調査」という。）に係る情報又は資料で国家公安委員会規則で定める情報を分析センターへ提供することができる。	（第六章の十七 分析センターは、前項の認可を受けたときに必要な限度において、分析センターに対し、交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に關係する事項について、その原因等に関する科学的な研究を目的として、前号に規定する調査（以下この章において「事故例調査」という。）に係る情報又は資料で国家公安委員会規則で定める情報を分析センターへ提供することができる。
二 分析センターは、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。	二 分析センターは、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
（第六章の十八 分析センターの役員若しくは職員又はこれらの職についた者は、第六百八条の十	（第六章の十八 分析センターの役員若しくは職員又はこれらの職についた者は、第六百八条の十

四 第一号から第二号までに掲げる事業に関する
知り得た秘密を漏らしてはならない。
(罰則 第百十七条の五第一項第二号)
(解任命令)

第一百八条の十九 国家公安委員会は、分析センターの役員又は職員が特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行つたとき、又は前条の規定に違反したときは、分析センターに対し、当該役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。(事業計画等の提出)

第一百八条の二十 分析センターは、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。(報告及び検査)

第一百八条の二十一 国家公安委員会は、分析センターの事業の運営に関し必要があると認めるときは、分析センターに対し、その事業に関し必要な報告をさせ、又は警察庁の職員に分析センターの事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一百八条の二十二 国家公安委員会は、この章の規定を施行するため必要な限度において、分析センターに対し、その事業に関し監督上必要な命令を置くことができる。(指定の取消し等)

第一百八条の二十三 国家公安委員会は、分析センターがこの章の規定に違反したとき、又は第八条の十七第二項、第一百八条の十九若しくは前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。国家公安委員会は、前項の規定により指定を取消したときは、その旨を公示しなければならない。

(分析センターの運営に対する配慮)

第一百八条の二十四 警察庁及び都道府県警察は、分析センターに対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事業の円滑な運営が図られるようには必要な配慮を加えるものとする。(国家公安委員会規則への委任)

第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進(民間の組織活動等の促進)

第一百八条の二十五 第百八条の十三から前条までに規定するもののほか、分析センターに関して必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進(民間の組織活動等の促進)

第一百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通事故の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるもの促進を図るために、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

第一百八条の二十七 公安委員会は、道路における通行の安全を確保するための活動

第一百八条の二十八 公安委員会は、道路における適正な交通の方法又は交通事故防止についての広報活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための広報活動

第一百八条の二十九 公安委員会は、道路における自転車又は自転車の適正な通行についての啓発活動、特定小型原動機付自転車又は道路の発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

第一百八条の三十 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全対策(公安委員会が行うものを除く)の的確

第一百八条の三十一 公安委員会は、地域交通安全活動推進委員協議会(地域交通安全活動推進委員協議会)による交通安全教育

第一百八条の三十二 公安委員会は、適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるため住民に対する交通安全教育を行うよ

第一百八条の三十三 公安委員会は、地域における交通事故の発生の状況に関する情報の提供、職員の研修に係る協力その他必要な措置を講ずるものとする。

第一百八条の三十四 公安委員会は、道路における交通事故の発生の原因に対する対策(公害の原因を除く)の的確

第一百八条の三十五 公安委員会は、地域交通安全活動推進委員(地域交通安全活動推進委員)による危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、道路を通行する者が励行することが望ましい事項を講ずるものとする。

第一百八条の三十六 公安委員会は、地域交通安全活動推進委員たるにふさわしくない非行があつたとき。

第一百八条の三十七 公安委員会は、適正な交通安全対策(公害の原因を除く)の的確

第一百八条の三十八 公安委員会は、道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者(公安委員会による交通安全教育)

第一百八条の三十九 公安委員会は、地域における交通の状況について知識を有する者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することがで

委員会を除く)が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにして、及び公安委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育に関する指針(以下「交通安全教育指針」という)を作成し、これを公表するものとする。

一 自動車及び原動機付自転車の安全な運転に関する技能及び知識その他の適正な交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法に関する技能及び知識を習得する機会を提

二 交通事故防止に関する知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法に関する知識を習得する機会を提

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

一 適正な交通の方法及び交通事故防止についての理解を深めるための住民に対する交通安全教育

二 適正な交通の方法及び交通事故防止についての理解を深めるための運動の推進

三 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

四 特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

五 前各号に掲げるもののほか、地域における交通安全と円滑に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

三 前項第一号の交通安全教育指針に従つて行わなければならない。

四 地域交通安全活動推進委員は、名譽職とする。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一 適正な交通の方法及び交通事故防止についての理解を深めるための住民に対する交通安全教育

二 適正な交通の方法及び交通事故防止についての理解を深めるための運動の推進

三 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

四 特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

五 前各号に掲げるもののほか、地域における交通安全と円滑に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

三 前項第一号の交通安全教育指針に従つて行わなければならない。

四 地域交通安全活動推進委員は、名譽職とする。

行うことその他の地域交通安全活動推進委員が能率的にその任務を遂行するために必要な事項で、国家公安委員会規則で定めるものを行う。

3 地域交通安全活動推進委員協議会は、地域交通安全活動推進委員の活動に關し必要と認める意見を、公安委員会及び当該地域交通安全活動推進委員協議会に係る区域を管轄する警察署長に申し出ることができる。

4 前三項に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員協議会に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(都道府県交通安全活動推進センター)

第二百八条の三十一 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県交通安全活動推進センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項について照会及び相談に応ずること。

二 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の事故に関する相談に応ずること。

三 交通事故に関する相談に応ずること。

四 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずること。

五 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について広報活動を行うこと。(第一号に該当するものを除く。)

六 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動を行うこと(第二号に該当するものを除く。)

七 警察署長の委託を受けて第五十六条、第五十七条第三項及び第七十七条第一項の規定による許可に関し、道路又は交通の状況について調査すること。

八 警察署長の委託を受けて道路における工作物又は物件の設置の状況について調査すること(前号の許可に係るものを除く。)

九 運転適性指導(道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業

法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。)の用に供する自動車の運転者に対するものを除く。)を行うこと。

十 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること。

十一 地域交通安全活動推進委員に対する研修を行うこと。

十二 地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行う等その任務の遂行を助けること。

十三 前各号の事業に附帯する事業

4 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、第二項第三号又は第七号から第九号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第二項第七号又は第八号に掲げる業務に従事する都道府県センターの役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 都道府県センターは、第二項各号に掲げる事業の遂行に当つては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。

8 第一項の指定の手続その他都道府県センターに関し必要な事項は、國家公安委員会規則で定める。

(罰則 第五項については第一百七十七条の五第一項(第二号))

(全国交通安全活動推進センター)

第一百八条の三十二 国家公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出によつて、全国に一を限つて、全国交通安全活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができます。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行ふものとする。

一 交通事故に関する相談に応じる業務を担当する者、道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応じる業務を担当する者、運転適性指導の業務を担当する者その他都道府県センターの業務を行う者に対する研修を行うこと。

二 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項について二以上の都道府県の区域における広報活動を行うこと。

三 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての「二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。

四 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと（前号に該当するものを除く）。

五 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用並びに運転適性指導に関する調査研究を行うこと。

六 道路を通行する者に対する交通安全教育を行いう者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修（道路運送法及び貨物自動車運送事業法に規定する運行管理者に対するものその他の国家公安委員会規則で定めるものを除く。）を行うこと。

七 都道府県センターの事業について、連絡調整を行うこと。

八 前各号の事業に附帯する事業

3 前条第三項、第四項、第七項及び第八項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第三項中「公安委員会」とあるのは「國家公安委員会」と、同条第四項中「公安委員会」とあるのは「國家公安委員会」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第七項中「第二項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

（運転免許取得者等教育の認定）

第一百八条の三十二の二 免許（仮免許を除く。）

を現に受けている者又は特定失効若しくは特定取消処分者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育（以下「運転免許取得者等教育」といふ。）を、自動車教習所である施設その他の施

設を用いて行う者は、國家公安委員会規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許取得者等教育が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けたことがができる。

一 教習指導員資格者証の交付を受けた者その他、運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行なうことができる者として國家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行なうための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三 当該課程が、交通安全教育指針に従つて行われるものであり、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ロ 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハ イ及びロに掲げるもののほか、運転技能向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせる効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

公安委員会は、前項の認定をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

運転免許取得者等教育を行う者は、当該運転免許取得者等教育の課程について、第一項の認定を受けないで、公安委員会認定という文字を冠した名称を用いてはならない。

4 第九十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定を受けた運転免許取得者等教育を行なう者について準用する。この場合において、同条第三項中「自動車の運転に関する教習」とあるのは「第一百八条の三(十二)の二第二項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育」と、「自動車教習所における教習」とあるのは「運転免許取得者等教育」と、同条第四項中「自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習」とあるのは「第一百八条の三(十二)

(罰則) 第一項については第一百十九条の三第二項
第二号、第一百二十三条 第四項については第一百
九条の三第二項第三号、第一百二十三条)
(国家公安委員会の指示権)

第一百十条 国家公安委員会は、全国的な幹線道路
(高速自動車国道及び政令で定める基準に従い
国家公安委員会が指定する自動車専用道路を除
く。)における交通の規制の者一を図るため必
要があると認めるときは、政令で定めるところ
により、公安委員会に対し、この法律の規定に
より公安委員会の権限に属する事務のうち、車
両等の最高速度その他政令で定める事項に係る
ものの処理について指示することができる。

2 国家公安委員会は、高速自動車国道及び前項
の規定により国家公安委員会が指定する自動車
専用道路における危険を防止し、その他交通の
安全と円滑を図るために必要があると認める
ときは、公安委員会に対し、当該道路における
この法律の実施に関する事項について指示する
ことができる。
(特定の交通の規制等の手続)

第一百十一条 公安委員会は、大気汚染防止法

(昭和四十三年法律第九十七号) 第二十一条第

一項若しくは第二十三条第二項、騒音規制法

(昭和四十三年法律第九十八号) 第十七条第一

項又は振動規制法(昭和五十一年法律第六十四

号) 第十六条第一項の要請があつた場合その他

交通公害が発生したことを見つめた場合におい

て、必要があると認めるときは、当該交通公害

の防止に関し第四条第一項の規定によりその權

限に属する事務を行なうものとする。この場合

において、必要があると認めるときは、都道府

県知事その他関係地方公共団体の長に対し、当

該交通公害に関する資料の提供を求めることが
できる。

2 公安委員会は、第四条第一項の規定に基づき

第八条第一項の道路標識等により自動車の通行

を禁止しようとする場合において、その禁止を

行なうことにより、広域にわたり道路における

交通に著しい影響が及ぶおそれがあるときは、

都道府県知事及び関係地方行政機関の長その他

政令で定める者の意見をきかなければならな
い。

3 公安委員会(第五条第一項の規定により権限

を委任された警察署長を含む。以下この条にお
いて同じ。)は、第四条第一項の規定に基づき、

第二条第一項第二号、第三号の四、第四号、第

四号の二若しくは第七号、第四条第三項、第八

条第一項、第十三条第二項、第十七条第四項、

第五項第五号若しくは第六項、第十七条の二第一

項、第二十二条第一項、第二十三条、第三十

四条第五項、第四十九条第一項、第六十三条の

四第一項第一号又は第六十三条の七第二項の道

路標識等(第十七条第六項の道路標識等にあつ

ては内閣府令・国土交通省令で定めるものに限

り、第二十二条第一項の道路標識等にあつては

同項の政令で定める最高速度を超える最高速度

に係るものに限る。以下この条において同じ)に
より交通の規制を行おうとするときは、当該

規制の適用される道路(第二十二条第一項及び

第六十三条の四第一項第一号の道路標識等以外

の道路標識等に係る場合にあつては、道路法に

よる道路に限る。)の管理者の意見を聽かなければ
ならない。ただし、第八条第一項の道路標

識等による交通の規制を行なう場合において、緊

急を要するためやむを得ないと認められるとき

は、この限りでないものとし、この場合には、

事後ににおいて、速やかに当該交通の規制に係る

事項を通知しなければならない。

4 公安委員会は、高速自動車国道等について、

第四条第一項の規定に基づき、前項本文に規定

する道路標識等又は第十七条第五項第四号、第

三十条、第四十二条若しくは第七十五条の四の

道路標識等により交通の規制を行なうとすると

きは、前項本文の規定にかかるらず、当該道路

の管理者に協議しなければならない。同項ただ

し書の規定は、当該協議について準用する。

5 公安委員会は、第四条第一項の規定に基づ

き、第四十四条第一項又は第四十五条第一項の

道路標識等により路上駐車場が設けられている

道路の部分における停車及び駐車又は駐車を禁

止しようとするときは、その禁止しようとする

旨及び禁止の期間について当該路上駐車場を設

置した地方公共団体の意見を聴いた上で、期間

を定めて行ななければならない。この場合にお

いて、緊急を要するためやむを得ないと認めら

れるとときは、当該地方公共団体の意見を聴かな
いで当該禁止をするものとし、当

該禁止をしたときは、速やかに当該禁止をした

旨及び禁止の期間を通知しなければならない。

6 公安委員会は、路上駐車場が設けられている

道路の部分について、第十四条第一項の規定に基

づき第四十九条第一項の道路標識等により時間

制限駐車区間として指定しようとするときは、

当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見

を聴かなければならぬ。

7 公安委員会は、駐車場法第三条第一項に規定

する駐車場整備地区内において、第四条第一項

の規定に基づき第四十九条第一項の道路標識等

により時間制限駐車区間を指定しようとする場

合において、同法第四条第一項の規定により駐

車場整備計画(同条第二項第四号に掲げる事項

が定められているものに限る。)が定められて

いるときは、当該計画を定めた市町村の意見を

聴かなければならない。

(道路の交通に関する調査)

第一百十二条 公安委員会は、この法律の規定によ

り行なう道路における交通の規制の適正を図る

ため、道路における交通量、車両等の通行の經

路その他道路の交通に関し必要な事項の調査を

その管理に属する都道府県警察の警察官に行な

わせることができる。

前項の規定による道路の交通に関する調査を

するため特に必要があると認めるときは、当該

警察官は、道路を行なう車両等の運転者に對

し、当該調査をするため必要な限度において、

一時当該車両等を停止することを求め、及び當

該車両等の通行の経路について質問するものと

ができる。

3 公安委員会は、第一項の規定による調査を行

なった場合において、必要があると認めるとき

は、その道路の管理者又は関係行政庁に對し、

意見を付してその調査の結果を通知するものと

する。

(免許等に関する手数料)

3 (免許等に関する手数料)

(行政手続法の適用除外)

より、方面公安委員会に行なわせることができ

(内閣府令への委任)

第一百十三条の二 第七十五条の十五第二項（第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による条件の変更及び新たに付加、第七十七条第四項の規定による条件の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十七条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第五項の規定による免許の付与、聽聞及び意見の聴取を受けることができる期間の指定、第九十七条第三項の規定による運転免許試験を受けることができるものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る）、第三百三十三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けきれないものとする期間の指定、第三百四十四条の二の二第二項若しくは第四項又は第三百四十四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し、第三百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第三百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第三百三十三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第三百七条の五第一項第二号に係るものに限る）及び第三百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第三百三十三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第三百七条の五第二項に係るものに限る）の規定は、適用しない（審査請求の制限）

第一百十三条の三 この法律の規定に基づき警察官等が現場においてした処分については、審査請求をすることができる（警察庁長官への権限の委任）

第一百十四条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により国家公安委員会の権限に属する事務（第三百十条第一項の規定による指定に係るものをお除く。）は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる（方面公安委員会への権限の委任）

の武力攻撃を排除するための行動が的確かつ円滑に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十五条第一項の規定の例により、自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

第一百十四条の五 公安委員会は、自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合において、自衛隊又は武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第二条第六号に規定する特定合衆国軍隊（以下「自衛隊等」という。）による我が国に対する外部からの権限に属する事務は、政令で定めるところによ

る。（方面公安委員会の事務の委任）

第一百十四条の六 この法律の規定に基づき政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第一百十四条の七 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関必要な事項は、内閣府令で定める。

第八章 罰則 第百十五条 みだりに信号機を操作し、若しくは他の処分の際の弁明の機会の付与、聽聞及び意見の聴取に関する事務を含む。並びに仮免許を与えること及び仮免許の取消しに関する事務を警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に行わせることができる。

第一百十四条の三 この法律の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等に係るものは、公安委員会の定めるところにより、当該高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官に行われることができる。

第一百十四条の四 都道府県警察に、歩行者又は自動車の通行の安全の確保、停車又は駐車の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行わせるため、交通巡視員を置く。

第一百十四条の五 自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定による自動車の保管場所の確保の励行に関する事務を行うものとする。

第一百十四条の六 車両等の運転者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第一百十五条 車両等（軽車両を除く。以下この項において同じ。）の運転者が、当該車両等の交通事故による人の死傷があつた場合において、第七十二条（交通事故の場合は、損害賠償の方法）の規定により防衛出動を命ぜられた自衛隊と、同条第三項後段中「第一項」とあるのは「道路交通法第百二十四条の五第二項に定めたる車両」と、同法第七十六条の二第五項中「前条第一項」とあり、及び同法第七十六条の三第五項中「第七十六条第一項」とあるのは「緊急通行車両」とあるのは「自衛隊等の使用する車両」と、同法第七十六条の三第三項前段及び第六項中「災害派遣を命ぜられた部隊等」とあるのは「自衛隊法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた自衛隊」と、同条第三項後段中「第一項」とあるのは「道路交通法第百二十四条の五第二項において読み替えて準用する第一項」と、二緊急通行車両」とあるのは「自衛隊等の使用する車両」と、「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）」とあり、及び「自衛隊用緊急通行車両」とあるのは「自衛隊の使用する車両」と、同条第六項中「直ちに」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。

第一百十五条の一 第百五十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者（第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。）にあつたもの

を犯すことを除く。）は、五百円以下の罰金に處する。

第一百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に處する。

第一百十五条の三 第百五十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者（第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。）にあつたもの

二 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該車両等の提供を受けた者が酔に酔つた状態で当該車両等を運転した場合に限る。）

三 第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。）

四 次条第一項第八号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路上における著しい交通の危険を生じさせた者

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

二 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反して、酒に酔つた状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

三 第七十五条の十二（特定自動運行の許可）第一項の許可を受けないで（第七十五条の二十七（許可の取消し等）第一項又は第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を含む。）特定自動運行を行つたとき。

四 偽りその他不正の手段により第七十五条の二十九（特定自動運行の許可）第一項又は第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の許可を受けたとき。

五 第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の規定に違反して特定自動運行計画を変更したとき。

六 第七十五条の二十六（特定自動運行実施者に対する指示）第一項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

七 第百十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

八 法令の規定による運転の免許を受けている者（第一百七条の二の規定により国際運転免許に対する指示）第一項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

証等で自動車等を運転することができる」とされている者を含む)でなければ運転し、又は操縦することができないこととされる。車両等を当該免許を受けないで(法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む)又は国際運転免許証等を所持しないで(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当している場合又は本邦に上陸をした日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む)運転した者(規定の規定に違反した者(当該違反により当該自動車又は一般原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該自動車又は一般原動機付自転車を運転した場合に限るもの)¹⁾)。

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止) 第二項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にアルコールを保有する状態にあつたもの。

四 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止) 第二項の規定に違反した者(当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限る)。

五 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止) 第二項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が酒に酔つた状態で車両等を運転した場合に限る)。

六 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止) 第二項の規定に違反した者(その者が当該乗車した車両の運転者が酒に酔つた状態にあることを知りながら同項の規定に違反した場合であつて、当該運転者が酒に酔つた状態で当該車両を運転したときに限る)。

七 第六十六条(過労運転等の禁止) の規定に違反した者(前条第一項第三号の規定に該当する者を除く)。

八 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

イ 第十七条(通行区分) 第四項の規定の違反となるような行為

口 第二十四条（急ブレーキの禁止）の規定に違反する行為
ハ 第二十六条（車間距離の保持）の規定の違反となるような行為

ニ 第二十六条の二（進路の変更の禁止）の規定に違反する行為
ホ 第二十八条（追越しの方法）第一項又は第四項の規定の違反となるような行為
ヘ 第五十二条（車両等の灯火）第二項の規定に違反する行為
ト 第五十四条（警音器の使用等）第二項の規定に違反する行為

チ 第七十一条（安全運転の義務）の規定に違反する行為
リ 第七十五条の四（最低速度）の規定の違反となるような行為

ヌ 第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定の違反となるような行為
九 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

一 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号の規定に違反したとき。
二 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反したとき（当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に前項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第二項第一号に該当する場合を除く）。
三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反したとき（前条第二項第二号に該当する場合を除く）。

第四百七十三条の三 第六十八条（共同危険行為等の禁止）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五百七十三条の三の二 第六十四条（無免許運転等の禁止）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第三項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔つた状態で当該車両を運転し、又は身体に第百七十三条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。）

三百一十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十二条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十三条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項又は第八十条（免許関係事務の委託）第二項の規定に違反した者

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

三 第八十九条（免許の申請等）第一項、第一百一条（免許証の更新及び定期検査）第一項若しくは第一百一条の二（免許証の更新の特例）第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第一百一条の五（免許を受けた者に対する報告徴収）若しくは第八十七条の三の二（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）の規定による公安委員会の求めがあつた場合において虚偽の報告をした者

二 第七十五条の十八（特定自動運行計画等の遵守）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

三百一十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十円以下の罰金に処する。

一 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者（第一百七十三条第一項又は第二項に該当する者を除く。）

二 第八十八条の三の四（講習通知事務の委託）第二項、第一百八条の七（秘密保持義務等）第一項、第一百八条の十八（秘密保持義務）又は

第一百八条の三十一（都道府県交通安全活動推進センター）第五項の規定に違反した者

二 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段、第二項又は第三項前段の規定に違反したとき（第二百七十六条第三項の違反行為に該当する場合を除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

三百九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

二 第二十二条（最高速度）の規定の違反となるような行為をした者

二 第六十四条の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第一項の規定に違反した者（当該違反により当該特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第一項の規定に違反した者

二 第六十四条の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第一項の規定に違反した者

三 する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

五百九十九条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三 過失により第一項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

五百九十九条の二 第六十七条（危険防止の措置）第一項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

五百九十九条の三 第百四条の五（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）第一項の規定に

三 は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

五百九十九条の四（臨時適性検査）第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は一般

五百九十九条の五（横断等の禁止）の規定違反となるような行為をした者

五百九十九条の六（停車及び駐車の禁止）第一項の規定による警察官の停止に従わぬ、提示の

二 二項において準用する場合を含む。の規定による警察官等の命令に従わなかつた者

五百九十九条の七（違法駐車に対する措置）第一項の規定による警察官の停止に従わぬ、若しくは妨げられた場合を含む。

五百九十九条の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定による警察官の停止に従わぬ、若しくは妨げられた場合を含む。

五百九十九条の九（臨時適性検査）第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は一般

五百九十九条の十（横断等の禁止）の規定違反となるような行為をした者

五百九十九条の十一（停車及び駐車の禁止）第一項の規定による警察官の停止に従わなかつた者

五百九十九条の十二（横断等の禁止）の規定違反となるような行為をした者

五百九十九条の十三（横断等の禁止）の規定違反となるような行為をした者

五百九十九条の十四（横断等の禁止）の規定違反となるような行為をした者

又は徐行）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第二項から第四項まで、第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）又は第七十五条の五（横断等の禁止）の規定違反となるような行為をした者

二 第九十九条（免許の条件）若しくは第九十九条の二（申請による免許の条件の付与等）第二項の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は第七十七条（臨時適性検査）第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は一般原動機付自転車を運転した者

二 第五十九条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定による警察官の停止に従わぬ、若しくは妨げられた場合を含む。

二 第五十九条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定による警察官の停止に従わぬ、若しくは妨げられた場合を含む。

二 第五十九条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定による警察官の停止に従わぬ、若しくは妨げられた場合を含む。

二 第五十九条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定による警察官の停止に従わなかつた者

当該自動車を運転することができなくなつた者又は当該自動車に積載している物を当該速自動車国道等に転落させ、若しくは飛散させた者

二 第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）第一項の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転させ、又は運転したとき。

九 第八十二条（違法工作物等に対する措置）第一項、第八十二条の二（転落積載物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工事等に対する措置）第一項の規定に違反し、本線車道等において

運行の原則)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反した者

十四 第八十七条(仮免許)第三項の規定に違反した者

十五 免許証、国外運転免許証又は国際運転免許等を他人に譲り渡し、又は貸与した者

十六 高齢運転者等標章を他人に譲り渡し、又は貸与した者

十七 第百八条の三の五(特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令)の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条(乗車又は積載の方法)第一項若しくは第二項又は第五十九条(自動車の牽引制限)第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一項の規定に違反したとき(第百十八条第二項の規定による場合を除く。)。

三 第七十四条の三(安全運転管理者等)第五項の規定に違反したとき。

四 第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第四項の規定による警察官の命令に従わなかつたとき。

五 第七十七条(道路の使用の許可)第七項の規定に違反したとき。

六 第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第一百二十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第四条(公安委員会の交通規制)第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条(警察官等の交通規制)第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わぬ、又は第七条(信号機の信号等)に従う義務)若しくは第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反した者(第六条(警察官等の交通規制)第四項第一号及び第二号並びに次号に該当する者を除く。)

二 第四条(公安委員会の交通規制)第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条(警察官等の交通規制)第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わぬ、又は第七条(警察官等の交通規制)第四項第一号及び第二号並びに次号に該当する者を除く。)

三 第八条（通行の禁止等）第五項の規定により警察署長が付した条件に違反した者

四 第十一条（行列等の通行）第一項の規定に違反した者（行列にあつては、その指揮者）

五 第十一条（行列等の通行）第二項後段の規定に違反し、又は同条第三項の規定による警察官の命令に従わなかつた行列の指揮者

六 第十四条の四（移動用小型車等を通行させる者の義務）の規定に違反した者

七 第十五条（通行方法の指示）又は第六十三条の八（自転車の通行方法の指示）の規定による警察官等の指示に従わなかつた者

八 第十七条の二（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）第二項、第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）第二項、第十九条（軽車両の並進の禁止）、第二十一条（軌道敷内の通行）第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項若しくは第二項、第三十四条（左折又は右折）第一項から第五項まで、第三十五条の二（環状交差点における左折等）、第六十三条の三（自転車道の通行区分）、第六十三条の四（普通自転車の歩道通行）第二項又は第七十五条の七（本線車道の出入りの方法）の規定の違反となるような行為をした者

九 第五十四条（警音器の使用等）第二項又は第五十五条（乗車又は積載の方法）第三項の規定に違反した者

十 第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第一百三十条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第一百七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）、第一百七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項、第一百七条の五

十一 第七十二条の五（初心運転者標識等の表示義務）第一項から第三項まで又は第七十二条の六（初心運転者標識等の表示義務）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十二 第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第一項又は第七十七条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）前段の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は料料に処する。

一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定めに違反したとき。

二 第五十八条（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署長が付した条件に違反したとき。

三 第六十三条の二（運行記録計による記録等）第一項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定に違反したとき。

3 過失により第一項第一号又は第十二号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は料料に処する。

第一百二十二条 削除

第一百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条第三項、第一百七十七条の二第二項、第一百七十七条の二の二第二项、第一百七十七条の四第一項、第一百七十七条の五第二項、第一百八十六条第二項、第一百八十九条第二項、第一百八十九条の二から第一百八十九条の二の三まで、第一百八十九条の二の四第二項、第一百八十九条の三第二項、第一百二十条第一項又は第一百二十一第二項、第一百二十三条规定の運転免許取得者等教育の認定）、第三項（第一百八十九条の二から第一百八十九条の二の三まで、第一百八十九条の二の四第二項、第一百八十九条の三第二項、第一百二十条第一項又は第一百二十一第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑又は料料刑を科する。

第一百二十三条の二 第百八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定）、第三項（第一百八十九条の二から第一百八十九条の二の三まで、第一百八十九条の二の四第二項、第一百八十九条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第一百二十四条 この章の規定の適用については、この法律の規定中公安委員会とあるのは、第一百四十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含むものとする。

第九章 反則行為に関する処理手続の特例

第一節 通則

(通則)

第二百一十五条规定 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであつて、車両等（重被牽引車以外の軽車両を除く。次項において同じ。）の運転者がしたものをいい、その種別は、政令で定める。

この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 当該反則行為に係る車両等（特定小型原動機付自転車を除く。）に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者（法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第百七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。）、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないこととされている者

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七十七条の二第一項第三号に規定する状態又は身体に第一百七十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転している者

三 当該反則行為をし、よつて交通事故を起した者

第一百一十六条 警察官は、反則者があると認めるときは、次に掲げる場合を除き、その者に對し、速やかに、反則行為となるべき事実の要旨に応じ政令で定める。

(告知)

第二節 告知及び通告

第一百二十 この法 十四条 安委員

第一節 通則

第一百二十五条（通則）

この章において「反則行為」と

は、前章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであつて、車両等（重被牽引車以外の軽車両を除く。次項において同じ。）の運転者がしたものをいい、その種別は、政令で定める。

この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 当該反則行為に係る車両等（特定小型原動機付自転車を除く。）に関し法令の規定による運転の免許を受けない者（法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第百七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。）、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないこととされている者

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七条の二第一項第三号に規定する状態又は身体に第一百七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転している者

三 当該反則行為をし、よつて交通事故を起した者

この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に納付すべき金額をいい、その額は、別表第二に定める金額の範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

3 第一百二十九条 第一百二十九条の規定による通告は、第一項に規定する期間を経過した日以後において、すみやかに行なうものとする。

3 第三百三節 反則金の納付及び仮納付

(反則金の納付)

第一百二十八条 前条第一項又は第二項後段の規定による通告に係る反則金(同条第一項後段の規定による通告を受けた者にあつては、反則金及び通告書の送付に要する費用。以下この条において同じ。)の納付は、当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内(政令で定めるやむを得ない理由のため当該期間内に反則金を納付することができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日の翌日から起算して十日以内)に、政令で定めるところにより、国に対してもなければならぬ。

2 前項の規定により反則金を納付した者は、当該通告の理由となつた行為に係る事件について、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない。

(仮納付)

第一百二十九条 第二百二十六条第一項又は第四項の規定による告知を受けた者は、当該告知を受けた日の翌日から起算して七日以内に、政令で定めるところにより、当該告知された反則行為の種別に係る反則金に相当する金額を仮に納付することができる。ただし、第二項の規定による前段の規定による通知を受けた後は、この限りでない。

2 第百二十七条第一項前段の規定による通告は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行うことができる。

3 第一百二十七条第一項前段の規定による通告は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行うことができる。

4 警察本部長は、第一項の規定による仮納付をした者に対し、第二項の規定による仮納付を告ぐるものとする。

(期間の特例)
第一百二十九条の二 第百二十八条第一項及び前条第一項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

第四節 反則者に係る刑事事件等

(反則者に係る刑事事件)

第一百三十条 反則者は、当該反則行為についてその者が第百二十七条第一項又は第二項後段の規定により当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付の通告を受け、かつ、第百二十八条第一項に規定する期間が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、この限りでない。

一 第百二十六条第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するため、同項又は同条第四項の規定による告知をしなかつたとき。

二 その者が書面の受領を拒んだため、又はその者の居所が明らかでないため、第百二十六条第一項若しくは第四項の規定による告知又は第百二十七条第一項若しくは第二項後段の規定による通告をすることができなかつたとき。

(反則者に係る保護事件)

第一百三十条の二 家庭裁判所は、前条本文に規定する通告があつた事件について審判を開始した場合において、相当と認めるときは、期限を定めて反則金の納付を指示することができる。この場合において、その反則金の額は、第百二十五条第三項の規定にかわらず、別表第二に定める額の範囲内において家庭裁判所が定める額とする。

前項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

3 第百二十八条の規定は、第一項の規定による指示に係る反則金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」とあるのは、「第百三十条の二第一項の規定により定められた期限まで」と読み替えるものとする。

第五節 雜則

第一百三十二条 この章に定めるもののほか、第一百二十六条第一項又は第二百二十七条第一項若しくは第二項に規定する書面の記載事項その他この章の規定の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第一百三十三条 この章に定めるもののほか、第一百二十六条规定する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行なわせることができる。

附 則 拷

(施行期日)

第一条 この法律（以下「新法」という。）は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(道路交通取締法等の廃止)

第二条 道路交通取締法（昭和二十二年法律第二百三十号。以下「旧法」という。）及び道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号。以下「旧令」という。）は、廃止する。
(経過規定)

第四条 前条第一項又は第二項の場合において、旧令の規定により公安委員会が運転免許についてした自動車の種類その他の限定又は運転免許若しくは運転許可について付した条件で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会が当該免許について付した条件とみなす。

第六条 新法の施行の際、現に旧令第五十三条第一項第一号に掲げる公安委員会の指定した自動車練習所その他これに類する施設の発行する卒業証明書を有する者で卒業後一年を経過しないものは、新法第九十九条第一項の適用については、当該施設を卒業して一年を経過しない間は、同条同項第一号に掲げる指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有する者で当該指定自動車教習所を卒業した日から起算して一年を経過しないものとみなす。

第七条 附則第三条に規定するものほか、新法の施行の際、旧法の規定により公安委員会がした道路の通行の禁止若しくは制限又は旧法若しくは旧令の規定により公安委員会がした運動車教習所を卒業した日から起算して一年を経過しないものとみなす。この場合において、当該処分に期

該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧法の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

一 特殊自動車免許については、大型特殊自動車免許

二 軽自動車免許（次号から第五号までに掲げるもの）については、軽自動車免許

及び小型特殊自動車免許

三 軽自動車免許で旧法第九十九条の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車及び原動機付自転車に限定されているものについては、小型特殊自動車免許及び第二種原動機付自転車免許

四 軽自動車免許で旧法第九十九条の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車及び第一種原動機付自転車免許

五 軽自動車免許で旧法第九十九条の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

六 特殊自動車第二種免許

七 特殊自動車第三種免許

八 小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

九 小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

十 小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

十一 小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

十二 小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

十三 小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

十四 小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

十五 小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

十六 小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

習及び同項後段の規定による期間の短縮を受けない者に係る期間の短縮については、新法第一百三条第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

二 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三 第一条の規定による改正前の道路交通法（施行期日号）抄（昭和四十一年六月一日法律第九六号）

第一条 この法律中第一条及び第二条の規定は公布の日から起算して三月を経過した日から、第二条の規定は同日から三年を経過した日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）の規定による運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる同条の規定による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）の規定による運転免許とみなす。

第三条 第二条の規定による改正後の道路運転免許とみなす。

第四条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第五条 第二条の規定による改正後の運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる運転免許とみなす。

第六条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第七条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第八条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第九条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第十条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第十二条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第十三条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第十四条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第十五条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第十六条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第十七条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第十八条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第十九条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第二十条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第二十一条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

第二十二条 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二 改正法の施行の際に大型特殊自動車で牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、もつぱら牽引のために使用されるもの（以下「牽引車」という。）に係る旧法の規定による大型特殊自動車免許を現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引免許を受けたものとみなす。

三 改正法の施行の際に牽引車に係る旧法の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係るものは、三年後の新法の相当規定によりそれぞれ同表の下欄に掲げる運転免許に係る処分又は手續としてされたものとみなす。

四 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

五 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

六 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

七 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

八 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

九 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十一 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十二 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十三 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十四 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十五 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十六 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十七 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十八 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十九 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二十 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二十一 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二十二 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二十三 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二十四 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二十五 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二 改正法の施行の際に大型特殊自動車で牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムをこえるものを新法の規定による自動二輪車免許を受けたものとみなす。

三 改正法の施行の際に大型特殊自動車で牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両重量（三年経過後における軽自動車免許及び自動三輪車免許に関する経過規定）

四 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

五 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

六 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

七 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

八 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

九 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十一 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十二 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十三 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十四 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十五 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十六 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十七 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十八 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

十九 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二十 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二十一 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二十二 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二十三 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二十四 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

二十五 第二条の規定による改正後の運転免許とみなす。

で、大型免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して二年に達するものは、同条の規定による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第八十五条第五項の規定の適用については、これらの自動車の運転の経験の期間が通算して三年に達しているものとみなす。

3 第一条の規定の施行の際現に大型免許を受けている者及び大型免許の運転免許試験に合格して大型免許を受けていない者に係る大型自動車の運転及び大型免許については、新法第八十五条第六項及び第八十八条第一条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新法第三百三条の二第一項の規定は、第一項の規定の施行前に交通事故を起こした者で当該交通事故に関し同項各号のいずれかに該当することとなつたものについては、適用しない。

5 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第二条の規定による改正後の道路交通法第九章及び別表の規定は、同条の規定の施行前にした行為については、適用しない。

7 第三条の規定の施行前にした軽自動車に係る反則行為は、同条の規定による改正後の道路交通法第九章及び別表の規定の適用については、普通自動車に係る反則行為とみなす。

附 則（昭和四五年五月一一日法律第八

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこ

2 この法律の施行前に改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第五十一条第二項の規定により行なつた措置に要した費用については、改訂後の道路交通法（以下「新法」という。）第五十一条第七項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に旧法第九十条第一項ただし書の規定による運転免許（以下「免許」という。）の拒否の基準、同条第三項の規定による免許の取消しの基準又は旧法第三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しの基準に該当したことの理由とするこれらの处分を受けた後に免許を与えない期間については、新法第八十八条第一項第五号及び第六号、第九十条第四項並びに第三百三条第六項の規定にかかるわざ、なお従前の例による。

第 一 条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月をこ

号）抄（昭和四五年五月一一日法律第八

（施行期日）

抄

（施行期日等）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為については、改正後の道路交通法第一百二十五条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年一二月一九日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成元年一二月二二日法律第九〇号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の道路交通法第一百条の二、第一百条の三、第一百四条の一、第一百八条の二第一項第五号及び第一百八条の三の規定は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に運転免許を受けた者について適用する。

3 この法律の施行の際現に道路交通法第八十四条第二項の第一種運転免許を受けていた者で、当該第一種運転免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通常算して一年に達しないものについては、改正前の道路交通法第七十七条の四、第一百八条の二第一項第一号及び同条第三項並びに第一百十二条第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の道路交通法第七十七条の四に規定する行為には、施行日以後に受けた運転免許に係る道路交通法第八十五条第二項の規定により当該免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる当該自動車等の運転に際し行われた行為は含まないものとす。定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に道路交通法第八十九条の規定により運転免許の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格については、改正後の道路交通法第九十六条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二年七月三日法律第七三号)

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の道路交通法第五十一条の二第十二項及び第十三項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の指定車両移動保管機関が同項の規定により移動した車両に係る同条第八項の負担金等の請求権について適用する。
この法律の施行前にした反則行為については、改正後の道路交通法第二百一十五条及び別表の規定にかかるらず、なお従前の例による。

3 附 則 (平成二年七月三日法律第七四号) (施行期日)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)

附 則 (平成三年五月二日法律第六〇号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(道路交通法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第二条の規定により従前の例によることとされた路上駐車場に関するては、前条の規定による改正後の道路交通法第四十九条の四第一項及び第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則 (平成四年五月六日法律第四三号) (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定中第七章に係る部分、第一百八条の十四を第一百八条の二十七とする改正規定、第一百八条の十三を第一百八条の二十六とする改正規定、第六章の二の次に一章を加える改正規定及び第一百十七条の三第三号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の際現に原付免許に係る運転免許試験に合格している者については、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第九十九

3 この法律の施行の際現に改正前の道路交通法第九十八条第一項の規定による指定を受けている指定自動車教習所は、新法第九十八条第二項の規定による届出をし、かつ、新法第九十九条第一項の規定による指定を受けた指定自動車教習所とみなす。

4 新法第九十七条の二第一項第二号の規定は、この法律の施行の日以後に道路交通法第五条の規定によりその免許が効力を失つた者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年五月一二日法律第四三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(免許等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に普通免許又は二輪免許に係る運転免許試験に合格している者については、改正後の道路交通法(以下「新法」という)第九十条の二の規定にかかるわざなお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に交付されている免許証及びこの法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に更新された免許証であつて当該更新に係る道路交通法第二百一条第一項に規定する更新期間の初日が施行日前であるものの有効期間については、なお従前の例による。

施行日から二年間は、新法第九十二条の二第二項の表の備考一の2中「継続して免許(仮免許を除く。)」を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関しこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの」とあらわれるのは、「継続して免許(仮免許を除く。)」を受けている期間が政令で定める期間以上である者であつて、自動車等の運転に関してこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの」とする。

第四条 この法律の施行の際現に改正前の道路交通法(以下「旧法」という)第一百一条第二項後段(旧法第一百一条の二第三項後段、第一百一条

2 もので、附則第十一条の規定による改正前の
同法附則第二条第四項に規定する審査に合格
しなかつた者に係るもの 普通自動二輪車
免許

それ以外の旧法二輪免許に係る運転免許試験に合格した者については大型自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

一 第十四条の改正規定、第七十一条の改正規定、第七十七条の五の改正規定、第七十五条の八の次に一条を加える改正規定、第七十五条の九の改正規定、第八十五条第三項の改正規定、第九十九条の二の改正規定、第一百十九条第一項第九号の二の改正規定、第一百二十条第一項第三号の改正規定及び第一百二十二条第一項第二号の三の文を規定するに付随する規定

という。) 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否の基準、同条第三項の規定による免許の取消しの基準又は旧法第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しの基準に該当したことを理由としてこれらの処分を受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例に

第三条 旧法第九十九条の規定により旧法二輪免
輪免許を受けた日に受けたものとする。

に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「大型一輪免許及び牽引免許にあつて

項第九号の三の改正規定並びに附目第六条及び第七条の規定この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で

2 施行日前にした行為については、改正後の道路交通法（次項及び次条を除き、以下「新法」）による。

許について付された自動車等の運転に係る限定又は条件でこの法律の施行の際現にその効力を有するもの（前条第一項第二号に規定する限定であつて、新法第三条の規定による大型自動二輪車と普通自動二輪車との区分に係るものを除く。）は、新法第九十一条の規定により大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に付された自動車等の運転に係る限定又は条件と

第八条 この法律の施行の際現に附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされるる旧法二輪免許を受けている者に関する新法第百条の「第一項の規定の適用については、同項の中〔以下「免許自動車等」という。〕」であるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成十八年三月三十日法律第十一号)」とあるのは、「及び牽引免許においては十八歳に」とあるのは、「及び牽引免許においては十八歳に、大型二輪免許」とする。

二 定める日
　　(一) 目次の改正規定（「第二百二条」を改める部分に限る。）、第六十四条の改正規定、第七十五条第一項の改正規定、第八十八条第一項第五号の改正規定、第九十条の改正規定（同条第一項ただし書を改める部分、同条第四項の改正規定中「三年をこえない」を改める部分）及び第三項の改正規定中「自動車等の運送に関する事項」を改める部分に限る。)

という。) 第九十一条第一項第二号及び第三号、同条第四項(同条第一項第二号及び第三号に係る部分に限る)、新法第百三条第二項第三号及び第四号、同条第四項(同条第二項第三号及び第四号に係る部分に限る)並びに新法第百六条の二第二項(新法第百三条第二項第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定は、適用しない。

2 前条第一項の規定により普通自動二輪車免許とみなされる同項第三号に掲げる運転免許は、新法第九十一条の規定により運転することがで、
（昭和四十年改正法第一条の規定による改正前）の道路交通法第三条第二項の第二種原動機付自転車をいう。）に相当するものに限る旨の限定
が付されているものとみなす。

成七年法律第七十四号。以下二の項において「改正法」という。附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされる免許については、大型自動二輪車及び普通自動二輪車。以下「免許自動車等」という。」とし、同項規定二号中「政令で定めるものを含み」とあるのは、「政令で定めるものを含み、かつ、改正法附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされる免許については同項の規定により普通自動二輪車免許とみなされる免許を含み」とする。

二輪免許の申請は、当該旧法二輪免許により運転することができる旧法自動二輪車を普通自動二輪車に相当するものに限定してされたものについては普通自動二輪車免許の申請と、それ以外のものについては大型自動二輪車免許の申請とみなす。

(罰則等に関する経過措置)
第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第十条 この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いについては、なお従前の例による。

附則
（平成八年五月九日法律第三二
抄号）

号附則抄(平成八年五月九日法律第三一)

第六条 この法律の施行の際現に旧法二輪免許に許の区分に応じ、それぞれ、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則
(施行期日)

附則第三条の規定 この法律の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において

することができる旧法自動二輪車を普通自動二輪車に相当するものに限定して行われた当該運転免許試験に合格した者については普通自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格した者と、

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

（免許等に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の道路交通法（以下「旧法」）

て適用する。

附 則 (平成一三年六月二〇日法律第五)

(一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十五条に一項を加える改正規定、第八十六条に二項を加える改正規定、第八十七条第四項の次に一項を加える改正規定及び第七条の二の改正規定(「又は」を「若しくは」に改め、「運転する場合」の下に「、又は代行運転普通自動車を運転する場合」を加える部分に限る。)は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(免許等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第九十二条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

前項に規定する免許証のうち改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第一百一条第一項の規定による更新期間の初日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後となるものの有効期間の末日は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の末日(その日が当該免許証に係る免許を受けている者の誕生日)から起算して一日を経過する日(その日が道路交通法第九十二条の二第四項に規定する日に当たるときは、その日の翌日)とする。

この法律の施行の際現に交付されている免許証で当該免許証に係る旧法第一百一条第一項の規定による更新期間の初日が施行日前であるもの(以下「特定免許証」という。)について施行日以後にされた更新に係る免許証(次項において「特定更新免許証」という。)の有効期間については、新法第九十二条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

特定更新免許証の有効期間の末日は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の末日(その生日)から起算して一月を経過する日(その日が道路交通法第九十二条の二第四項に規定する日に当たるときは、その日の翌日)とする。

4 特定更新免許証の有効期間の末日は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の末日(その生日)から起算して一月を経過する日(その日が道路交通法第九十二条の二第四項に規定する日に当たるときは、その日の翌日)とする。

第二条 この法律の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第九十二条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

前項に規定する免許証のうち改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第一百一条第一項の規定による更新期間の初日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後となるもの(以下「新法第一百一条の三及び第一百八条の二第一項第十一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。)

8 新法第一百一条の四の規定は、更新期間が満了する日(新法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあっては、当該申請をする日とする。)が施行日から起算して三月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

第三条 この法律の施行の際現に大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許試験に合格している者については、新法第九十条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定により大

型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格(旧法第九十六条第一項に係るものを除く)及びその者に対しても新法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う当該免許の運転免許試験の方法については、新法第九十六条の二及び第九十七条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第四条 旧法第九十七条の二第一項第二号に規定する特定失効者に該当する者であつてその運転免許試験を受けることができなかつた事情がこの法律の公布の日前に生じたものに対する新法第九十七条の二第一項第三号の規定の適用については、同号中「当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情」とあるのは、「当該事情」とする。

5 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとする場合における新法第一百一条第一項に規定する更新期間の初日は、同項の規定にかかるわらず、旧法第一百一条第一項に規定する更新期間の初日とする。

第六条 施行日前にした行為に係る免許を受けた者(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む。)に對する警察署長による免許の効力の停止(自動車等の運転の禁止を含む。)については、新法第一百三条の二第一項(新法第一百七条の五第九項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の際現に国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者に対する新法第一百七条の二の規定の適用については、同条中「出国し」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十一号)の施行の日以後に出国し」とする。

(特定交通情報提供事業の届出に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に新法第九条の三第一項の特定交通情報提供事業に該当する事業を行っている者の当該事業に対する同項の規定の適用については、同項中「内閣府令」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十一号)の施行の日から起算して三月を経過する日までに、内閣府令」とする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第三十九条 この法律に規定するものほか、公社及びこの法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七十三条号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一九日法律第七十七条号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中附則第十六条第二項の改正規定、附則第十九条及び第二十条を削る改正規定、附則第二十一条を附則第十九条とする改正規定並びに附則第二十二条の改正規定、同条を附則第二十条とする改正規定、附則第二十三条第三号を削る改正規定並びに同条を附則第二十二条並びに附則第二十二条の改正規定並びに附則第三条及び第二十五条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第四条及び第十九条の規定

2 しくは第六項若しくは第七十三条第一項、第二項
若しくは第四項又は第七十七条の五第一項若しく
は第二項若しくは同条第九項において準用する
同法第三百三十条第四項の規定による運転免許の拒
否、保留取消し若しくは効力の停止又は自動
車等の運転の禁止については、なお従前の例に
よる。

この法律の施行前に道路交通法第八十四条第
一項に規定する自動車等の運転に關し附則第二
条の規定による改正前の刑法第二百八条の二又
は第二百十一条第二項（附則第十四条の規定に
よりなお従前の例によることとされる場合における
これららの規定を含む。）の罪を犯した者
(附則第七条の規定による改正後の刑法の一部
を改正する法律附則第五条に規定する者を除
く。)に対する附則第六条の規定による改正後
の道路交通法第九十九条の二第四項第二号ニ及
び第二百八条の四第三項第三号の規定の適用につ
いては、これらの規定中「第六条まで」とある
のは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規
定による改正前の刑法第二百八条の二若しくは
第二百十一条第二項（自動車の運転により人を
死傷させる行為等の处罚に関する法律附則第十
四条の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこれららの規定を含む。」とす
る。

（訴訟に關する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴え提起できな
いこととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起
すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが
他の不服申立てに対する行政の裁決、決定そ

2
の他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと申む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年一月一日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年六月一七日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、百三十三条の二第一項の改正規定並びに附則第十条及び第十四条から第十六条までの規定は、公布の日から施行する。(免許等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第八十四条第三項の中型自動車免許(以下「旧法中型免許」という。)同項の普通自動車免許(以下「旧法普通免許」という。)、同条第四項の中型自動車第二種免許

(以下「旧法中型第二種免許」という。)、同項の普通自動車第二種免許(以下「旧法普通第二種免許」という。)、同条第五項の中型自動車仮免許(以下「旧法中型仮免許」という。)及び同項の普通自動車仮免許(以下「旧法普通仮免許」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるこの法律による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第八十四条第三項の中型自動車免許(以下「中型免許」という。)、同項の準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)、同項の普通自動車免許(以下「普通免許」という。)、同条第四項の中型自動車第一種免許(以下「中型第一種免許」という。)、同項の普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という。)、同条第五項の中型自動車仮免許(以下「旧法普通自動車」)という。)に相当するものに限定されている準中型免許

一 旧法中型免許 中型免許

二 旧法普通免許で、次号に掲げるもの以外のもの 新法第九十一条の規定により、運転することができる新法第三条の準中型自動車(第五号において「準中型自動車」という。)が旧法第三条の普通自動車(以下「旧法普通自動車」という。)に相当するものに限定されている準中型免許

三 旧法普通免許で、旧法第九十一条の規定により、運転することができる旧法普通自動車が新法第三条の普通自動車(第六号において「普通自動車」という。)に相当するものに限定されているもの 普通免許

四 旧法中型第二種免許 中型第二種免許

五 旧法普通第二種免許で、次号に掲げるもの以外のもの 新法第九十一条の規定により、運転することができる新法第三条の中型自動車がなく、かつ、運転することができる準中型自動車が旧法普通自動車に相当するものに限定されている中型第二種免許

六 旧法普通第二種免許で、旧法第九十一条の規定により、運転することができる旧法普通自動車が普通自動車に相当するものに限定されているもの 普通第二種免許

七 旧法中型免許 中型免許

八 旧法普通仮免許 普通仮免許

第三条 この法律の施行の際現にされている次の各号に掲げる運転免許の申請は、それぞれ当該各号に定める運転免許の申請とみなす。

二　旧法中型免許　中型免許
三　旧法中型第二種免許　中型第一種免許
四　旧法普通第二種免許　普通第二種免許
五　旧法中型仮免許　中型仮免許
六　旧法普通仮免許　普通仮免許

前二条に規定するものほか、旧法の規定により旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法中型仮免許又は旧法普通仮免許についてした処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により附則第一条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運転免許についてした処分、手続その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第一種免許　旧法普通第二種免許、旧法中型仮免許又は旧法普通仮免許に係る運転免許試験に合格して旧法の規定による運転免許を受けていない者は、附則第二条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

前条の規定により附則第二条第五号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者は、新法第九十条の二の規定の適用については、普通第二種免許を受けようとする者とみなす。

附則第二条の規定により準中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者（次項に規定する者を除く。）に対する新法第七十一条第五号の四、第七十七条の五第一項及び第一百条の二第一項の規定の適用については、新法第七十一条第五号の四中「第七十七条の五第一項」とあるのは「第七十七条の五第一項」と、新法第七十七条の五第一項に「に準中型自動車免許」とあるのは「に道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第10号）による改正前の道路交通法（以下この項及び第一百条の二第一項において「旧法」という。）の規定による普通自動車免許」と、「及び同項の普通自動車免許を現に受けており、かつ、現に受けている準中型自動車免許を受けた日前に当該普通自

自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上である者を除く」とあるのは「を除く」と、「準中型自動車の」とあるのは「旧法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「準中型自動車を」とあるのは「当該自動車を」と、「新法第百一条の二第一項中「いう。」に当該免許に係る免許自動車等」とあるのは「いう。」に当該免許に係る免許自動車等（準中型免許にあつては、旧法の規定による普通自動車に相当する自動車。以下同じ。）と、同項第二号中「当該免許と同一の種類の免許」とあるのは「旧法の規定による普通免許」とする。

(臨時適性検査に関する経過措置)

第九条 施行日前に旧法第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査(施行日前の直近において受けたものに限る)を受けた者(旧法第二百二条第一項に規定する基準該当者である者に限る)に対する当該認知機能検査に係る臨時適性検査については、なお従前の例による。(免許の効力の仮停止等に関する経過措置)

第十条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に係る免許を受けた者(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む。)に対する警察署長による免許の効力の停止(自動車等の運転の禁止を含む。)については、新法第二百三条の二第一項(新法第二百七条の五第十項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。(罰則等に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行前にした行為に係る放置違反金の取扱いについては、なお従前の例による。(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月三〇日法律第七六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第五二号) 抄
(施行期日)

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条における「同じ」とは、施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則（令和元年五月二四日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和元年六月五日法律第二〇一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第一条並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(免許の効力の仮停止等に関する経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に係る免許を受けた者（国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む。）に対する警察署長による免許の効力の停止（自動車等の運転の禁止を含む。）については、第一条の規定による改正後の道路交通法（以下この条及び次条において「新法」という。）第一百三十条の第二項（新法第七百七条の五第十項において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、なお従前の例による。

（運転経歴証明書の交付の申請に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の道路交通法第一百四条の四第二項の規定により免許を取り消した公安委員会に対してされている同条第五項

第三条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為を理由とする免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

（特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の道路交通法第一百八条の三の五第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に特定小型原動機付自転車の運転に関し同項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為を反復してした者について適用する。

（罰則等に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。次条において同じ。）

(施行期日) 附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号)抄
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日
二 第四条、第十三条及び第二十条の規定 第二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定 第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定 第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定 第四十三条
第四十四条及び第四十九条の規定 第五十五条
条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定 並びに第五十六条
条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び

設置する時間制限駐車区間に	第四十九条の三第二項若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車しているもの又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を	の法 、ら平 九					
		自 準 動 中 動 大	い 等 自 型 下 車 付 原 車 殊 小	こ と	う 「 動 特 」 へ 自 動 及 自 型	う) と 車 殊 小 以 転 機 び 動 特	う
動 車 、 型 、	中 車 、 型 、	自 、 自	う)	と			

第三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(調整規定)

1
（施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一号 附則（令和五年五月八日法律第一九一 第五百九条の規定 公布の日）

（施行期日）
この法律は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 附則（令和五年六月一六日法律第五五六号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一号 附則（令和五年六月一六日法律第五五六号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の規定　公布の日

二 第二条第一項の改正規定、第七十一条第五号の五の改正規定、第一百十七条の二の二第一項第三号の改正規定、第一百十七条の三の二の二の改正規定及び第一百八十八条第一項第四号の改正規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）
前項に定めるもののほか、この法律の施行に

規定に違反して駐車している	第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の	大型自動車、中型自動車、準自動車、小型自動車、特	額度の限度
未	円 五 千 万 三		

の施行前にした行為に係る放置違反金の取扱いに関する事項は、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関する事項は、なお従前の例によ る。

第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十二条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

金限の度額

おいて駐車している場合において当該車両に当該パークィング・チケットが掲示されておらず、チケットが掲示されたばかりか、第四十九条の三第四項の規定に違反しているもの

備考 放置違反金の限度額は、この表の上欄に掲げる放置車両の種類の区分及びこの表の中欄に掲げる放置車両の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。	別表第二（第一百二十五条、第一百三十条の二関係）	
	車等 普通自 動車等	引車 重被牽引 車及 大型自動

動車等	普通自動車等 と車型下車	電動車及び路面 上に大型自動車 の運転する行為	類等の車両 に係る反則行 為	車等 普通自 動車等	引車 重被牽引 車及 大型自動
円万四	円万五	額度限の金則反	円千二万一	円万二	

第一百八条第一項第一号又は 第三項の罪に当たる行為（第 二十二条の規定によりこれを 超える速度で進行してはなら ないこととされている最高速 度を三十キロメートル毎時）以 上（高速自動車国道等においては 四十キロメートル毎時）以上 超える速度で運転する行為を 除く。）	第一百八条第二項第一号の罪 に当たる行為（車両につい て第五十七条第一項の規定によ り積載物の重量の制限としよ て大型自動車の運転する行為を除く。）		第一百八条第三項第四号の罪 に当たる行為	

車等 普通自 動車等												
円万一	円千五万二	円千五万三	円万一	円千五万一	円万二	円万三	円万四	円万五	円万三	円万四	円万五	円万三

第一百九条の二の四第一項又 は第三項の罪に当たる行為	第一百九条第一項第二号から 第六号まで、第十四号から第 二十号まで、第二項第一号か ら第三号まで又は第三項の罪 に当たる行為		第一百九条第一項第三号、 第八号、第九号、第十一号若 しくは第十二号、第二項第一号 若しくは第二号又は第三項の罪 に当たる行為		第一百二十一条第一項第三号、 四号まで、第二項第一号若し くは第二号又は第三項の罪に 当たる行為		第一百二十条第一項第二号から 第六号まで、第十号（第七十 一条第一号、第四号から第五十 号まで、第五号の三、第五号 の四若しくは第六号又は第七 号の二に係る部分に限り て）若しくは第十二号から第 四号まで、第二項第一号若し くは第二号又は第三項の罪に 当たる行為		第一百二十条第一項第二号から 第六号まで、第十号（第七十 一条第一号、第四号から第五十 号まで、第五号の三、第五号 の四若しくは第六号又は第七 号の二に係る部分に限り て）若しくは第十二号から第 四号まで、第二項第一号若し くは第二号又は第三項の罪に 当たる行為		第一百二十条第一項第二号から 第六号まで、第十号（第七十 一条第一号、第四号から第五十 号まで、第五号の三、第五号 の四若しくは第六号又は第七 号の二に係る部分に限り て）若しくは第十二号から第 四号まで、第二項第一号若し くは第二号又は第三項の罪に 当たる行為		
	車等 普通自 動車等	車等 普通自 動車等	車等 普通自 動車等	車等 普通自 動車等	車等 普通自 動車等	車等 普通自 動車等	車等 普通自 動車等	車等 普通自 動車等	車等 普通自 動車等	車等 普通自 動車等	車等 普通自 動車等	車等 普通自 動車等	
円千四	円千六	円千八	円千六	円千八	円万一	円千二万一	円万二	円千五万二	円千				